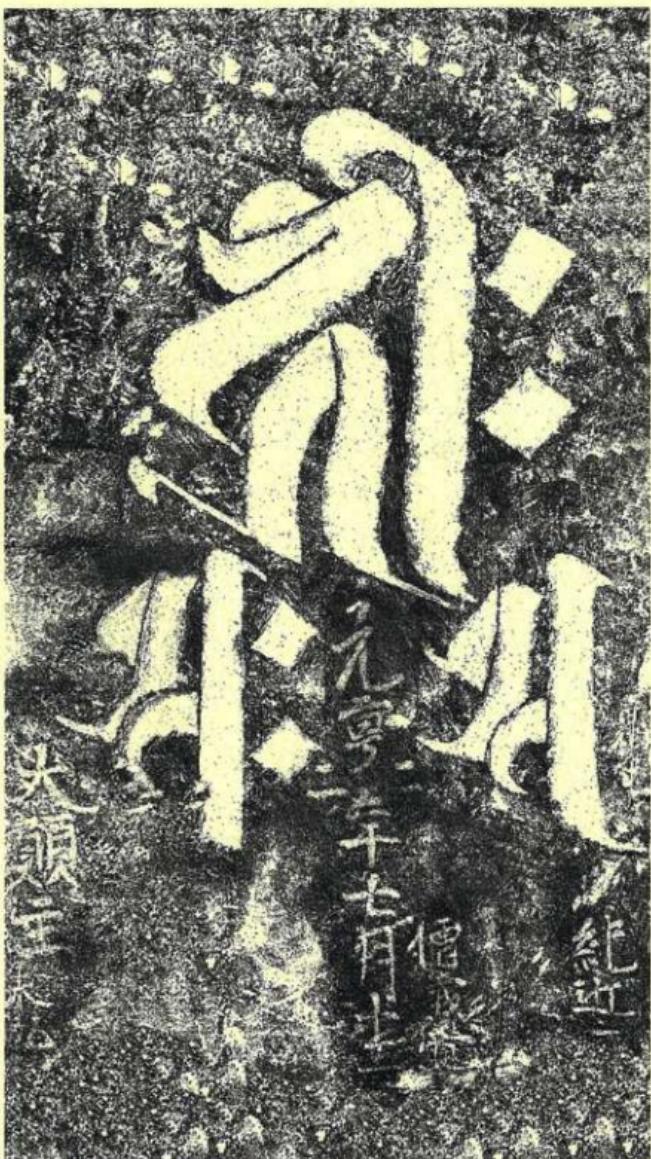


豊後國安岐郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2004

はじめに

当館では、平成二年度から宇佐宮領安岐郷を対象として「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、安岐郷の歴史を解明する上で基本となる諸資料を集めました。しかし、そこでは紙数の都合などにより、やむを得ず収載できなかつた資料もありましたし、資料編刊行後に新たな諸資料も検出されました。

そこで、より具体的に安岐郷の歴史を知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに資料編補遺を刊行することといたしました。収載した資料には安岐郷の開発あるいは信仰の在り方を伝えるものがあり、これらは安岐郷のみならず国東半島の歴史文化を解明する上で注目すべきものといえます。なお、本書には付論として、二冊の資料編に掲載した近代資料をもとにした出田和久先生の玉稿を收めました。

最後になりましたが、本報告書の刊行にあたっては、出田和久先生をはじめ諸資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の御理解と御協力を得ました。記して感謝申し上げます。

平成一六年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井宏實

目 次

付論		I	
近世資料		
近代資料	II	
石造文化財実測図	III	
シコナ一覧	IV	
安岐郷における近代初頃の景観—近世における村落の開発と景観復原への基礎作業として—		
		61	59
		54	32
		1	

挿図目次

写真 8	護聖寺寺地明細図	5	写真 29	市ノ尾日吉社旧景	
写真 10	護聖寺寺地明細図		写真 31	玉林寺旧景	
写真 11	護聖寺寺地明細図		写真 32	西白寺旧景	
写真 12	護聖寺寺地明細図		写真 33	宝寿院旧景	
写真 13	護聖寺寺地明細図(押入図)	8	写真 34	報恩寺旧景	
写真 14	山神社(芭蕉宮)旧景	43	写真 35	護聖寺の仏像	
写真 15	中ノ川山神社旧景	43	写真 36	小侯金剛院の仏像	
写真 16	下矢川山神社旧景	43	写真 37	扇平のシシ垣	
写真 17	上矢川山神社旧景	43	写真 38	土器・古鏡	
写真 18	油原山神社旧景	44	写真 39	古鏡	
写真 19	弁分八坂社旧景	44	写真 40	朝來郵便局	
写真 20	生目社旧景	44	写真 41	西子寺国東塔(一号)	
写真 21	吉田社旧景	45	写真 42	城國寺跡宝塔	
写真 22	久末歲神社旧景	45	写真 43	上ノ原薬師堂宝篋印塔	
写真 23	小俣山神社旧景	45	写真 44	塔野宝篋印塔	
写真 24	龍頭社旧景	45	写真 45	菩提司八幡宮宝篋印塔	
写真 25	小俣日吉社旧景	46	写真 46	塔野宝篋印塔	
写真 26	岩屋堂板碑	46	写真 47	塔野板碑	
写真 27	中畠日吉社旧景	46	写真 48	大藏五輪塔	
写真 28	諸田山神社旧景	47			
写真 29	護聖寺寺地明細図	47			
写真 30	護聖寺寺地明細図	47			
写真 31	玉林寺旧景	49			
写真 32	西白寺旧景	49			
写真 33	宝寿院旧景	50			
写真 34	報恩寺旧景	50			
写真 35	護聖寺の仏像	51			
写真 36	小侯金剛院の仏像	51			
写真 37	扇平のシシ垣	51			
写真 38	土器・古鏡	52			
写真 39	古鏡	52			
写真 40	朝來郵便局	53			
写真 41	西子寺国東塔(一号)	53			
写真 42	城國寺跡宝塔	57			
写真 43	上ノ原薬師堂宝篋印塔	57			
写真 44	塔野宝篋印塔	57			
写真 45	菩提司八幡宮宝篋印塔	57			
写真 46	塔野宝篋印塔	58			
写真 47	塔野板碑	58			
写真 48	大藏五輪塔	58			
写真 1	護聖寺寺地明細図	2			
写真 2	護聖寺寺地明細図	2			
写真 3	護聖寺寺地明細図	3			
写真 4	護聖寺寺地明細図	3			
写真 5	護聖寺寺地明細図	4			
写真 6	護聖寺寺地明細図	4			
写真 7	護聖寺寺地明細図	4			
写真 8	護聖寺寺地明細図	5			
写真 9	西子寺国東塔(一号) 実測図	55			
写真 10	城國寺跡宝塔実測図	55			
写真 11	上ノ原薬師堂宝篋印塔実測図	55			
写真 12	塔野宝篋印塔実測図	55			
写真 13	菩提司八幡宮宝篋印塔実測図	55			
写真 14	岩屋堂板碑実測図	56			
写真 15	塔野板碑実測図	56			
写真 16	大藏五輪塔実測図	56			
写真 17	明治後期の安岐郷地域	67			
写真 18	上矢川山神社旧景	56			
写真 19	下矢川山神社旧景	56			
写真 20	上矢川山神社旧景	56			
写真 21	吉田社旧景	56			
写真 22	久末歲神社旧景	56			
写真 23	小俣山神社旧景	56			
写真 24	龍頭社旧景	56			
写真 25	小俣日吉社旧景	56			
写真 26	岩屋堂板碑	57			
写真 27	塔野板碑	57			
写真 28	大藏五輪塔	58			
写真 29	護聖寺寺地明細図	58			
写真 30	護聖寺寺地明細図	58			
写真 31	玉林寺旧景	58			
写真 32	西白寺旧景	58			
写真 33	宝寿院旧景	58			
写真 34	報恩寺旧景	58			
写真 35	護聖寺の仏像	58			
写真 36	小侯金剛院の仏像	58			
写真 37	扇平のシシ垣	58			
写真 38	土器・古鏡	58			
写真 39	古鏡	58			
写真 40	朝來郵便局	58			
写真 41	西子寺国東塔(一号)	58			
写真 42	城國寺跡宝塔	58			
写真 43	上ノ原薬師堂宝篋印塔	58			
写真 44	塔野宝篋印塔	58			
写真 45	菩提司八幡宮宝篋印塔	58			
写真 46	塔野宝篋印塔	58			
写真 47	塔野板碑	58			
写真 48	大藏五輪塔	58			

写 真 目 次

写真 1	護聖寺寺地明細図	2			
写真 2	護聖寺寺地明細図	2			
写真 3	護聖寺寺地明細図	3			
写真 4	護聖寺寺地明細図	3			
写真 5	護聖寺寺地明細図	4			
写真 6	護聖寺寺地明細図	4			
写真 7	護聖寺寺地明細図	4			
写真 8	護聖寺寺地明細図	5			
写真 9	西子寺国東塔(一号) 実測図	55			
写真 10	城國寺跡宝塔実測図	55			
写真 11	上ノ原薬師堂宝篋印塔実測図	55			
写真 12	塔野宝篋印塔実測図	55			
写真 13	菩提司八幡宮宝篋印塔実測図	55			
写真 14	岩屋堂板碑実測図	56			
写真 15	塔野板碑実測図	56			
写真 16	大藏五輪塔実測図	56			
写真 17	明治後期の安岐郷地域	67			
写真 18	上矢川山神社旧景	56			
写真 19	下矢川山神社旧景	56			
写真 20	上矢川山神社旧景	56			
写真 21	吉田社旧景	56			
写真 22	久末歲神社旧景	56			
写真 23	小俣山神社旧景	56			
写真 24	龍頭社旧景	56			
写真 25	小俣日吉社旧景	56			
写真 26	岩屋堂板碑	57			
写真 27	塔野板碑	57			
写真 28	大藏五輪塔	58			

凡例

割注は一行にまとめて活字を小さくすることで表現した。

②用字については基本的に常用漢字に直した。

③変体仮名は、ら（より）・江（え）・面（て）・者（は）以外はすべて平仮名に直した。

1 本報告書は、平成一年度から開始した国東半島庄園村落遺跡詳細

分布調査（調査地区は大分県東国東郡安岐町など）の報告書資料編の補遺である。

2 本書の執筆は以下のように分担した。

櫻井成昭

櫻井成昭

渡辺文雄

渡辺文雄

平井義人

平井義人

櫻井成昭

櫻井成昭

平川毅

平川毅

出田和久

出田和久

付論

付論

3 本報告書の編集は櫻井成昭が行った。

4 本報告書の作成にあたっては、資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の協力をいただいた。

5 図版・資料の作成にあたっては、永岡充沙子・安倍佳子の協力を得た。

6 史料の翻刻にあたっては、次のような原則をとった。

①できる限り体裁は原本に従つたが、改行および闇字は逐一指摘せず、

⑤宛字あるいは誤字・誤用と思われるものについては、そのまま表記し（ママ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補つた。また、校訂者による傍注はすべて（ ）を付した。

⑥虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「 」で示した。

⑦表題のない記録は仮題で処理し、「 」を付した。

I 近世資料

（一）には、近世の開発と信仰に関わる史料を収載した。

（二）の「護聖寺地井祭礼等書」は、安岐町大字朝来の護聖寺に伝來した一五件の史料のうちの一つである。縦二四・七四、横一六・七四の堅模で標題はない。二四丁から成り、安政三（一八五六年）に護聖寺一六世玉峰が記したものである。

この記録は、護聖寺の寺地を基本的に一筆ごとに描いた部分と護聖寺が開わる祭礼を書いた部分の二部から成る。特に、四丁裏から一五丁裏までの寺地を描いた部分は、地名や用水路あるいは開発の経緯を記したところもあり、一九世紀代の朝来地区の土地利用の在り方などを垣間見ることができ興味深い史料である。なお、裏表紙に「寺屋敷境界ノ図」が一紙の形ではさみ込まれていた。ちなみに、寺地図については、境界は朱線、川などは橙色で表現されている。

次に、祭礼に關わる部分であるが、これは護聖寺が関与してきた朝来地区の神社や仏堂の祭礼を書き上げている。もちろん、これは朝来地区全体に關するものではなく、護聖寺の檀家があるムラを中心とするものであるが、近世の仏堂の在り方や寺院とムラのつながりを伝えるものとして注目される。なお、ここでは、紙数の都合から、冒頭の「口演」と「山畠之事」は省略し、四丁裏からはじまる寺地図以後を掲載した。

（二）の両子寺文書では、同寺に残された記録のうち、境内の建物などを書き上げた二点の記録を掲載した。これらは合綴されており、縦二四・四四、横一七・二四の堅模である。元文二（一七三七年）のものは七丁で標題はない。また、安政六（一八五九年）年のものは九丁から成る。こ

れらは、近世における両子寺伽藍の姿やムラの仏堂などを知る上で貴重な資料といえる。

そして、三の宮崎家文書では、安岐町成久に所在する歲神社の神職であつた官崎家に伝來した九件の史料のうち、歲神社に関するもの四点を収録した。これらには歲神社の祭礼組織の記述があり、祭礼組織は名という単位で編成されていたことがわかる。その中には、安岐郷の名として中世史料にみられるものもあり、名が祭礼組織の名称に残存する事例として留意される。

ここに収載した四点の史料の法量などは以下のとおりである（番号は後掲の史料番号）。いずれも原紙の表紙が付けられており、2と3は合冊されている。また、表題は3以外は厚紙に記された表題をここでは採用した。

1	二八・〇×二一・四	七丁	堅模
2	二四・一×一八・三	一五丁	堅模
3	二四・一×一八・三	一〇丁	堅模
4	二四・一×一八・四	一二丁	堅模

（法量は紙×横で、単位は四）

（一） 藤井成昭「護聖寺所蔵の文献資料の調査」（六郎山寺蔵造等華認調査報告書 V一大分県立宇佐風土記の上歴史民俗資料館 一九九七年）に調査報告がある。参照していただきたい。

（2） 祭礼組織としての名については、藤井昭「官庭と名の研究」（雄山閣 一九八七年）の研究などがある。

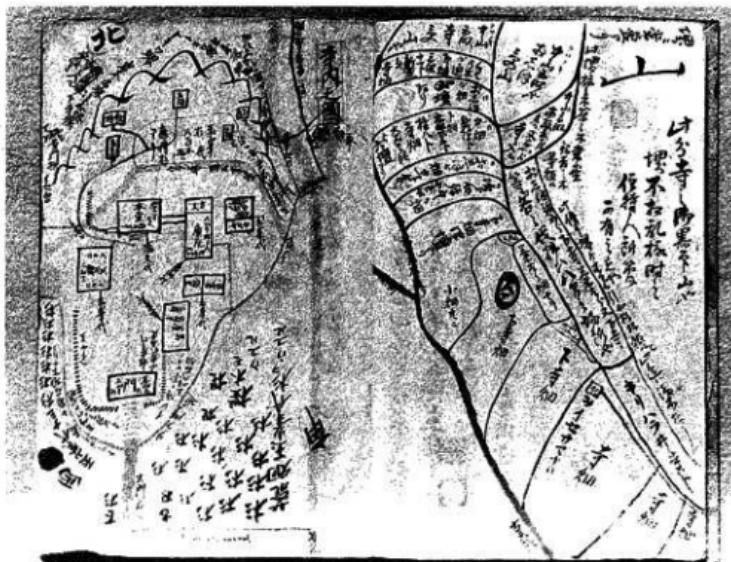


写真1 護聖寺寺地明細図



写真2 護聖寺寺地明細図

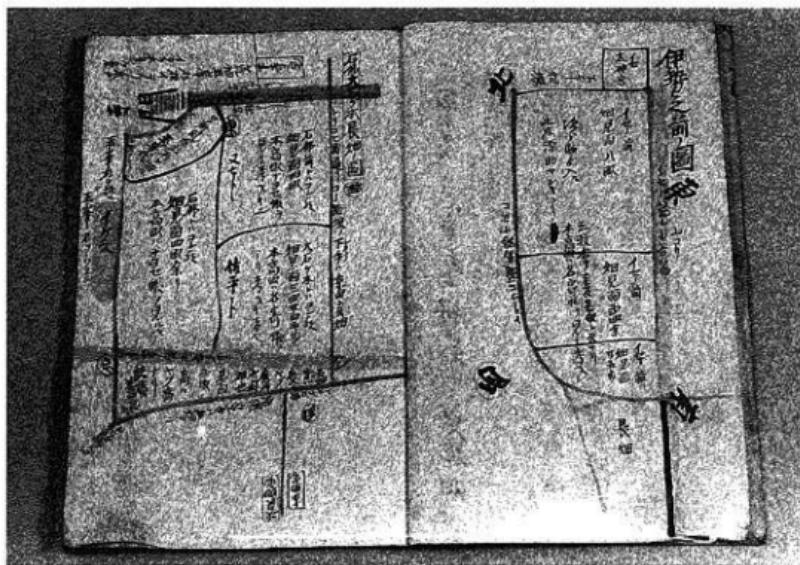


写真3 護聖寺寺地明細図

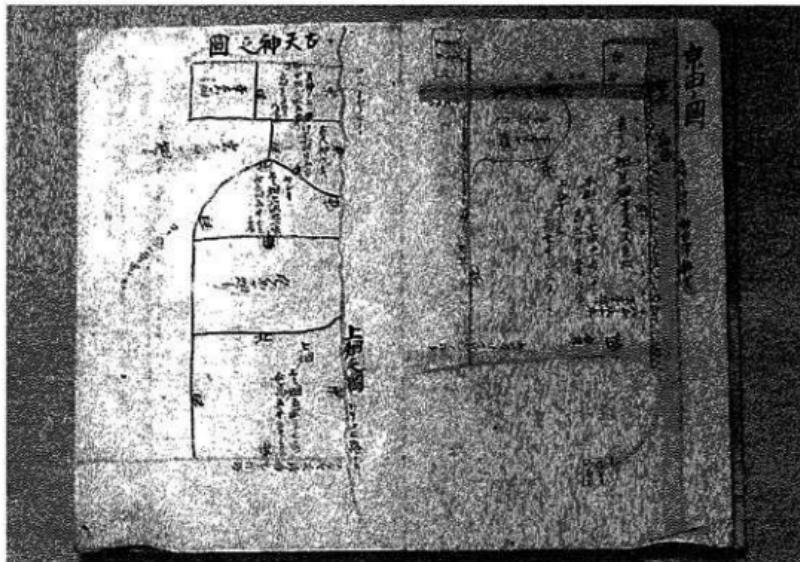


写真4 譤聖寺寺地明細図

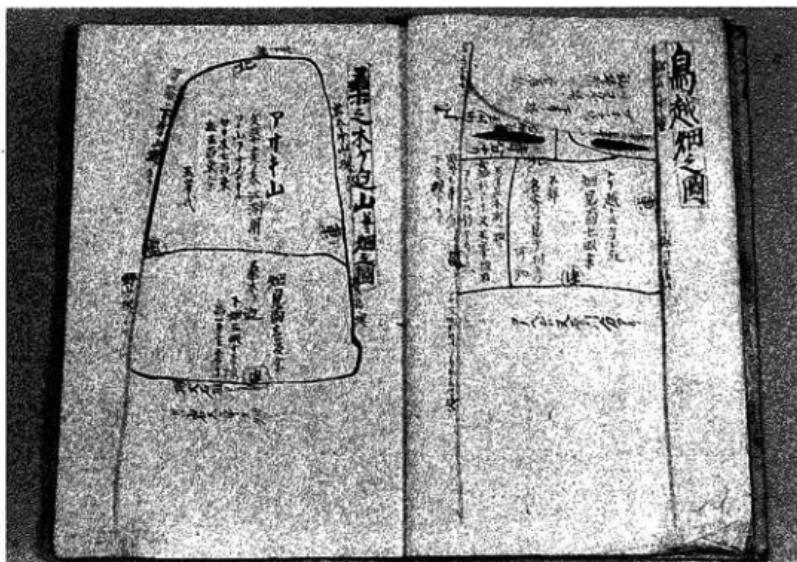


写真5 護聖寺寺地明細図

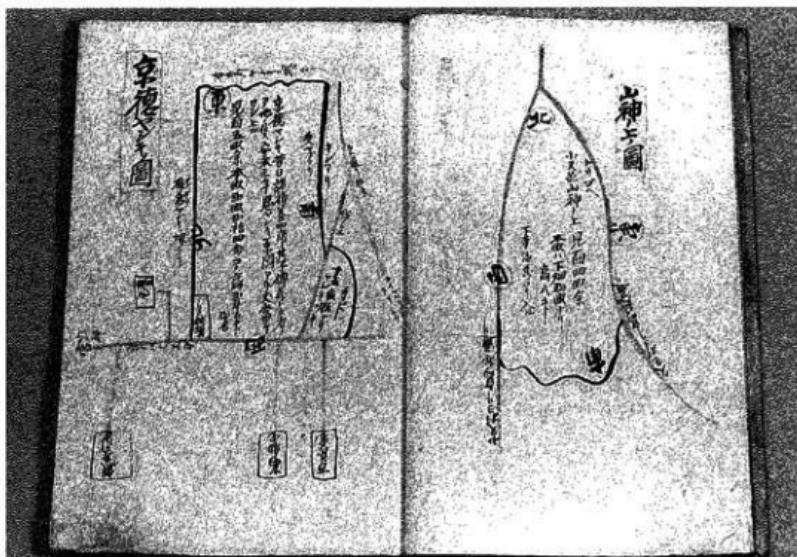


写真6 護聖寺寺地明細図

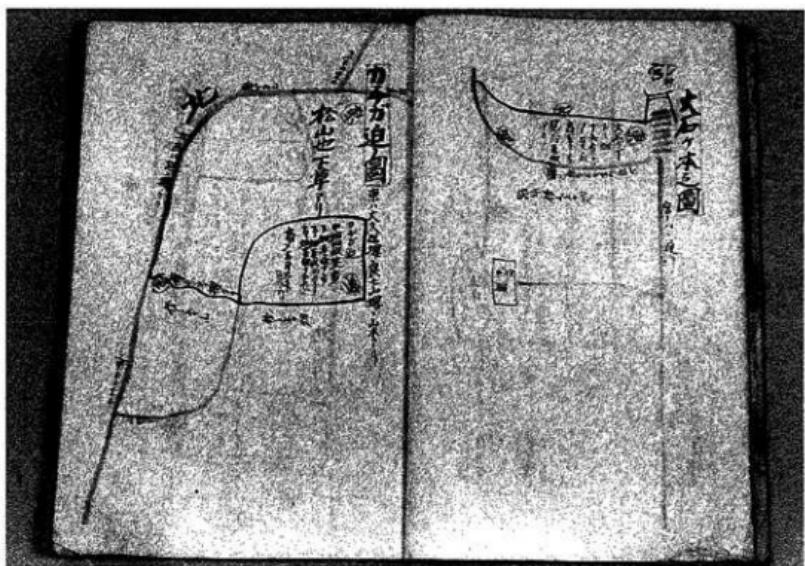


写真7 護聖寺寺地明細図

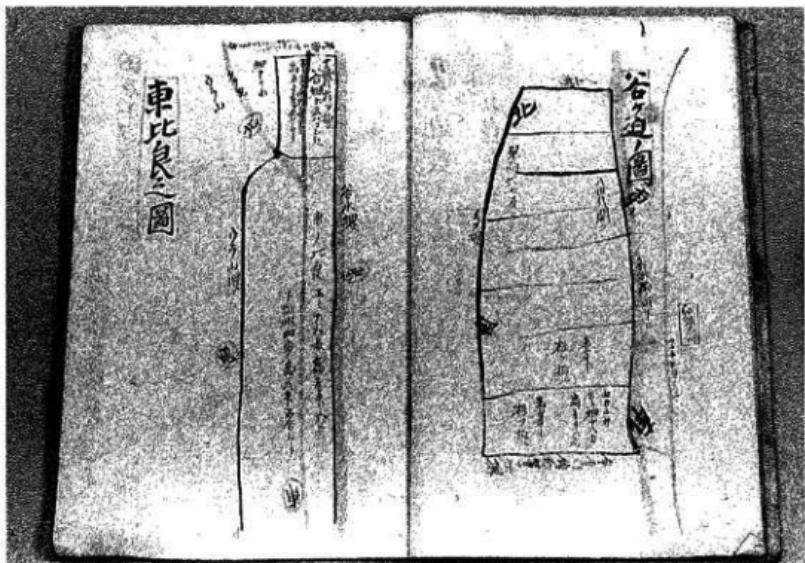


写真8 護聖寺寺地明細図

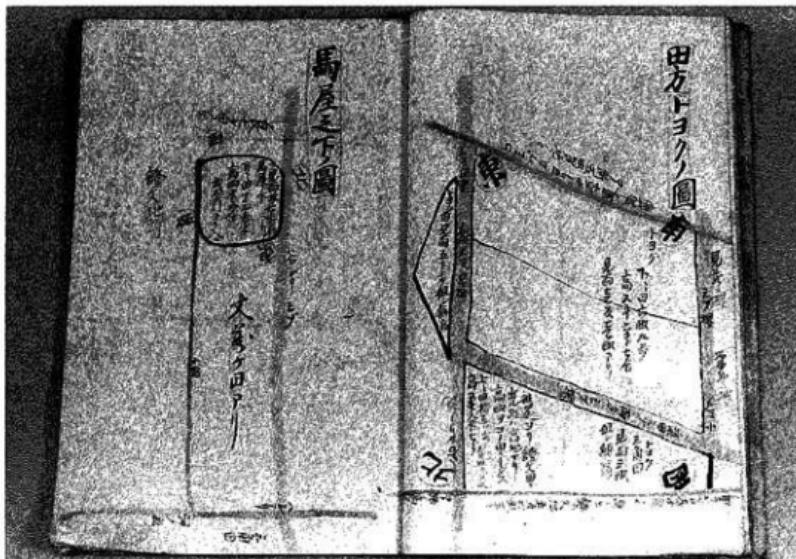


写真9 護聖寺寺地明細図

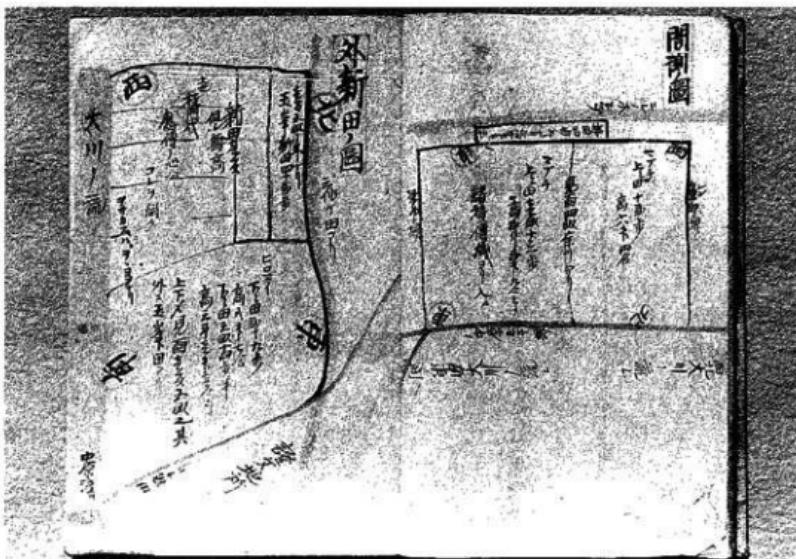


写真10 護聖寺寺地明細図



写真 11 護聖寺寺地明細図



写真 12 護聖寺寺地明細図

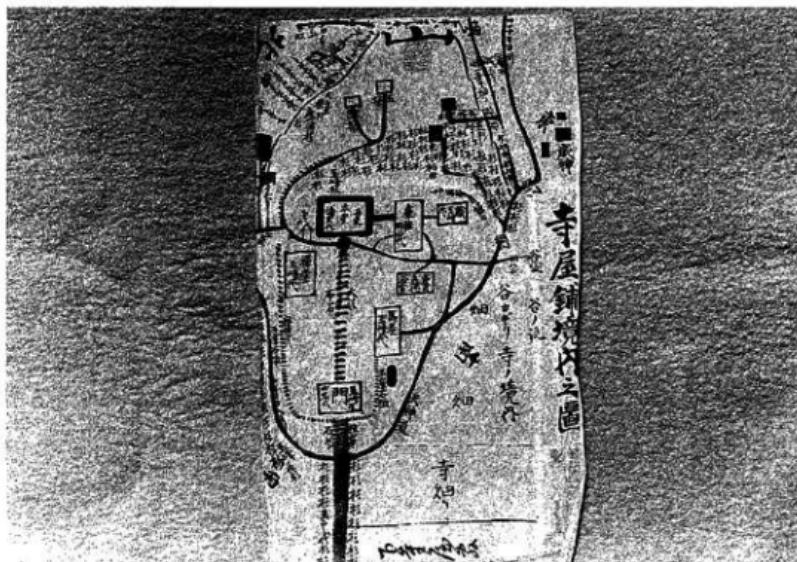


写真 13 護聖寺寺地明細図（拵入図）

- △当寺ヨリ勧メ来ル堂宮諸祭リヲボヒ
- 当山鎮守伊勢太神宮祭リ 九月十六日有座
- 当山鎮守天満宮祭リ 春冬両度座アリ
- 当山鎮守金毘羅宮 春冬祭リ
- 谷尻ノ堂祭リ 年二二度 都テ祭リハ普門品心経ナリ
- 成光ノ堂祭リ 年二二度
- 中原ノ堂祭リ 年二二度
- 清水觀音祭リ 年二三度 打ヤシキ光藏祭リ定座
- 妙見山祭リ 八月朔座アリ
- 南ノ堂祭リ
- 飲喜ノ阿弥陀祭リ 年二一度
- 平原ノ堂祭リ 年二二度
- 末信ノ堂祭リ 年二一度
- 迫ノ稻荷祭リ 年二一度
- 追ノ石觀音祭リ 年二一度
- 東松ノ稻荷祭リ 年二一度
- 川ノ大地藏祭リ 年二一度 德田家定座七月
- 八ヶ助ガ荒神祭リ 十一月二十八日
- ヤシキノ草泥尊祭リ 年二一度
- 淨堂ノ地藏祭リ 年二一度 上田辺・下田辺寺ニ來ル
- 上組九月懃日待 漢善不絕ニ焚ベシ、諸經ハタ・夜・朝三度ナリ普門品一返心経消炎咒各三
- 下組懃日待 セン香不絕ニ焚ベシ、諸經ハタ・夜・朝三度ナリ普門品一返心経消炎咒各三

○上組ノ武者祭リ 正月八日 諸経ハ皆門品心経消炎丸ナリ

○村中ノ庚申ノ待揚三至ル迄、当寺ヨリツトムル者也。

○歲神ニライテ春村中參籠ノ日、麥祈拂アリ 金剛杵ヲ誦ムナリ

右ハ先規ノ通り、今以テ不怠當寺ヨリ所管也。

○歲大明神年ニ兩度ノ祭リハ、古來當寺ヨリ相ツトメ來ル事ハ六世丹山代、七世海天代ノ定規ニ見タリ、九世桂峯代ニ流田古社ヨリ今ノ所ニ遷宮アリシ時、桂峯禪師導師タリ、上碑之記アリ、コレ即桂峯禪師ノ直菩ナリ、然ル所其後イツノ時分カ中野河二河野氏ト云者アリ、此葉法者祭リヲ相ツトム、コレ當寺住職ノ不吟味ノ作ス所ナリ、昔日六世

丹山和尚ノ申置ノ通り、曾テ氏子中争論相ツコリ神意ヲケガスニ至ル、依テ村中衰庵ニ及ビ、又或ハヒン窮或ハ人種ツキ、或ハトン死トシ病ノ者多シ、コレヲ見テ丹山和尚ノ聖タルコトヲ知ル

○末世ノ住僧能々時節ヲ相考、再祭主トナリ給ハバ、六世丹山和尚ニ對シテ大功ナルベシ、然リト難モ易意ニ發言セバ却テ災ノ元トナラン、時節ヲ見合スコト、コレ至功々々、内食表体、葉法者ハセン宮ハナラント世間テ云也

○アル時玉峯野氏ニ向て御申ゲ曰、貴方ニライテ久末邑歲大明神ノ祭リヲ相ツトムル事ハ幾年ソヤ、野氏答テ曰、昔日ノ事一向不詳、只今久末

村歲大明神ノ祭司ト云ノミ、此ヲ以テ所ノ地頭及ヒ京都吉田殿迄右ヤ

ウ申上ト答ラル、コノ時玉峯神職ヲ取戻スヘクト相考ケレトモ、時節ノ至ラサル事ヲ見テ發言セス、末代ノ住僧由断ナク時節ヲ相考、神職ヲ取戻当山相勧ヘキ者也、易意ナルベカラス至功々々

○桂峯禪師歲大明神遷宮上棟之名左ニ記ス

于時享保八癸卯歲正月二十一日

原當邑當社來由往昔田辺某中後号趙無居士鎮座神河之中洲爾來歲月押移塵沙相聚而作立今也在干田頭汚于田澤故又九左衛門孫兵衛免願與愚叟共ニ歷

公歲享保八年癸卯歲於廟東岳平古丘以作神田每歲供祭記者也護聖九代桂峯記之

歲神社廟上棟記

○南ノ貴船宮祭

○迫ノ山神宮祭

○ハケノ貴船宮祭

○迫ノ山神宮祭

此三社ノ祭リハ、ナントシテカ野氏ノ葉法者、祭ヲ相ツトム、コレモ當寺ヨリ不吟味ノ至リナリ、時節ヲ見テ司元及村役人ト相談アルベシ、至功々々

△小又村堂祭リラボヒ

○岩ツメノ堂祭リ 年ニ兩度

○袖ノ木ノ堂祭リ

年ニ一度

○吉行ノ堂祭リ

△中野村堂祭リラボヒ

○切畠上土居ノ堂祭リ 年ニ兩度

○切畠下土居ノ堂祭リ

○小又村金剛院ハ當山八世月庭代迄ハ當寺末院也、九世桂峯尼留居イ

タスニ及テ養寿院ト替院イタシ金剛院ヲ両子寺ニ属シ、養寿院ヲ当寺

ニ属ス。院宇ヲ尾留ノ地ニ引移シ山ヲ願王ト号シ院ヲ尾留トナツク、

願王山養寿院尾留寺開山月盛江山大和尚、二世桂峯積翠大和尚、三世

東水知澤大和尚、三世和尚多福院ニウツリシヨリ住僧ナフシテ庵ニ及

ブ、寺産ノ田畠アリ庄屋ノ宅ニコレヲウバヒ取ル、半鐘一口アリコレ

モ村長ウバヒ、寺ヤシキニ桂峯手植ノ大杉アリ、村長正三郎キリ取ル、

當寺ヨリ不調ノ作ス所ナリ、本尊不動像ハ正三郎ガ堂中ニアツチ手足

墮落スコレ不可見、村長正三郎絶運遠キニアラス、心アル者ハ看ヨ々

々

○諸田村上ノ原ノ堂祭ハ光月庵ニタノミヲク

○油原堂祭リハ七月セガキノ時ナリ

維時天保二辛卯春二月日書之、月日ハ去年ヲ用ル



—Ⓐの部分の囲み記事—

右ノ上棟礼ノ裏二曰

司元

大宮司平原孫兵衛
ほかその九左衛門
から里平右衛門

屋敷亦兵衛
坪根六兵一

さか口武助
末信甚右衛門
さかずみ七兵衛
みなミ次平
からた平四郎

さか口武助
末信甚右衛門
さかずみ七兵衛
みなミ次平

からた平四郎

二 両子寺文書

○両子寺藏

1 「両子寺明細帳」(元文二年)

但三ヶ年以前ニ御断申上修覆仕候、其節米五石小口之内行人村
ニ而楠木老本御願申上御免被下候

惣住持院 客殿 長六間半 横三間半

本尊阿弥陀木仏

天台宗 両子村 庫裏

当社 医王院 本門

外二家敷式軒 門 長八間 横九尺

但唯今石屠斗 寿路門 長九尺 横九尺

惣門 長三間 横式間半

寺領高四拾石

但御直御証文 此内惣坊中二分リ御郡奉行衆寺社御奉行衆御証文有

同 七石老斗四升九合 但御役人御証文寺内星床分、御郡奉行

衆寺社奉行衆証文有

但右同断

但正月八日鬼会仕候

開山堂 但代々本寺惣居所唯今石居住斗

但御直御証文

両子寺坊中

住持

中之坊 長八間 横四間

本乗坊

本尊不動 木仏 築造之作

御免高

外二家毫軒

住持

開寺坊中 大万劫 長九間 横五間

松樹院

一 山衆会仕候

右年中二三季之祭礼、本堂ニ而大般若執行仕、毎月四度ツゝ御供宝其節
一 右之外二食堂座候處ニ唯今石居斗

一 講堂 長五間 横五間

本尊阿弥陀之三尊

一 譲摩堂 長四間半 横四間

本尊不動 駄立金剛 セイイ高 木仏

本尊不動 木仏

御免高

長三間 橫三間半

但大万坊寺内二御座候

一 外二家老軒

同寺坊中

一 安寒坊

長六間 橫三間

本尊不動 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 寅相坊

長五間半 橫四間

御免高

本尊不動 木仏

一 外二家老軒

同寺坊中

一 財運坊

長六間 橫四間

御免高

本尊藥師十二神

脇立日光 月光 木仏

一 外二家老軒

同寺坊中

一 門之坊

長六間半 橫三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

住持
智光院

住持
定光院

但仁開作

走水
一 観音石社

長四尺 橫四尺

右拜殿 長三間半 橫三間

但六月辻々毎年祭り旧例等御座候

一 浅木山毫町余アリ社蔭

金預り
九兵衛

同寺坊中
一 自常坊 長五間半 橫四間

本尊不動 木仏

御免高

同寺坊中
一 外二家老軒

同寺坊中
一 真光坊

長六間 橫三間半

本尊觀音 木仏

御免高

同寺坊中
一 外二家老軒

同寺坊中
一 南之坊

長六間半 橫三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

同寺坊中
一 外二家老軒

同寺坊中
一 北之坊

唯今石居斗リ

御免高

支配
總住持院

兩子寺

但上 御修復

同寺坊中

一 毘沙門堂

長武間 橫九尺

住持
覺城坊

住持
涼智坊

住持
一音坊

住持
一音坊

但仁闇之作

内

一 地藏堂 長武間 橫九尺

同断

孫兵衛

式社

千林地藏

同所權現

一 觀音堂 長武間 橫武間

同断

金左衛門

三林

廿八体

一 浅木山老反余上リ社裁

同断

但仁闇之作

廿一社

内老林佛

惣大行事

薬師

山王

一 阿弥陀堂 長武間 橫九尺

同断

木仏

五林

阿弥陀脇立共

一 地藏堂 長九尺 橫九尺

同断

木仏

九林

不動脇立共

一 観音堂 長九尺 橫九尺

同断

木仏

二林

永助

一 長木藝五畝四歩御免裁

同断

木仏

十林

地藏

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十一林

觀音

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十二林

阿弥陀脇立共

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十三林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十四林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十五林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十六林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十七林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十八林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

十九林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

二十林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

廿一林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

廿二林

但仁闇之作

一 長九尺 橫九尺

同断

木仏

廿三林

但仁闇之作

寺數ノ拾武軒此内式軒石居斗リ

門ノ四軒

堂數ノ拾五ヶ所内押殿共

仏數合十九拾七軒

但上り帳ニ仏數ハ辻内共二入不候

(異筆)「大正八年ヨリ二百年前」

五十代

蒙海法印代

但茅葺	講堂 長五間 横五間	但此外二九尺角之喰堂御座候
稻荷宮	寺社御殿 長武間 横九尺	但茅葺 上台御寄附
十六善神王	寺社御殿 長武間 横武間	同寺
一 謙摩堂	但右同斯上台御寄附	同寺
但修覆仕候節木材可被下之御例御座候	同寺	同寺
一 御成殿	長八間半 橫三間半	同寺
一 車 裏	長拾五間半 橫五間半	同寺
一 御成門	長老丈 橫九尺六寸	同寺
一 山 門	長四間半 橫武間半	同寺
一 繼櫻堂	九尺四面	右同斯
一 悅 門	長三間 橫武間半	同寺
一 裏 門	長老丈五寸 橫七尺五寸	同寺
寺中	當時石屋斗	同寺
大万坊	長九間半 橫五間	同寺
一 一 門	長老丈半 橫老間	同寺
但瓦葺	右瓦葺	同寺
一 安東坊	長六間半 橫三間半	同寺
但茅葺	但茅葺	同寺
一 金忍露苦 東照宮 弁才天	同寺	同寺
但祭礼三月十七日・八月十日	同寺	同寺
石社御殿 長武尺 橫壹尺八寸五分	同寺	同寺
拜殿 長武間 橫武間	同寺	同寺
但茅葺	但茅葺	同寺
一 金忍露苦 東照宮 弁才天	同寺	同寺
但祭礼三月十七日・八月十日	同寺	同寺
石社御殿 長武尺 橫壹尺八寸五分	同寺	同寺
拜殿 長武間 橫武間	同寺	同寺

但産土神東側二御座候

山神宮石社 長四尺 橫四尺

天滿宮

但祭礼二月廿五日・十一月廿五日

石社御殿 長式尺 橫式尺

拝殿 長式間 橫老半

善神王宮

但祭礼八月十一日

石社御殿 長老尺 橫式尺五寸

拝殿 長式間 橫九尺

住吉大明神

同人

御寺社 長九尺 橫二尺

山神宮

同人

石社 長三尺 橫式尺

一
同
社人

支配人
久左衛門

嘉王丸
同宮

石社 長式尺 橫老尺

十武間神社

右之通取調相違無御座候、以上

安政六年未三月

兩子寺 院代

同寺坊中 一門之坊 長六間半 橫三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

外二家老軒

同人

住持 智光院

同寺坊中 一門之坊 長六間半 橫三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

外二家老軒

同人

安岐手水懸枕詞主役馬場村
伊藤伝蔵

奈多村 田代久五郎

御馬所狩舊村 手嶋孫右衛門

御供所頭 田代清兵衛

奈多小宮司 神崎新右衛門

一同拾五石六升四合八夕

一同拾九石

一同五石

一同拾六石八斗五升或合

一同武石六斗三升或合

一同拾五石武斗也

一同四拾七石

一同三石八斗九升

一同拾毫石

一同拾三石

一同拾四石三斗毫升九合

一同六石四斗九升八合

一同式拾石七斗或升八合

一同武拾石三斗也

一同九石毫斗七升七合

一同四石四斗五升

一同四拾八人

小原手永分

武藏都司

見称与兵衛

都留小左衛門

一同七拾八石五斗也

一同三拾六石三斗五合

一同武拾五石三斗三升

一同四拾八石武斗也

一同六拾五石武斗毫升

一同七拾八石五斗也

一同三拾六石三斗五合

一同武拾五石三斗三升

一同四拾八石武斗也

佃夕役 神鳥孫介

中國河原 高木善兵衛

澤役 西本村 源右衛門

政所役 首藤小吉

陳道役 神鳥忠四郎

行司役 清藤新兵衛

貝吹役 橫城村 八郎

宮内坊橫城山 東光寺

里中山狩宿村 西薙寺

中司役 助作

大内山社人 右近

安岐手水施祝詞主役成久村

河野左京太夫

同村 同村

河野喜太郎

奈多官称宣所 同村 宮崎小介

同村 宮崎千代松

同村 宮崎弥六

一同五拾石

一同三拾石

一同三拾石

一同三拾石

三人

來浦手永分

武藏都司 成佐村

見称与兵衛

都留小左衛門

一同四拾三石

一同武拾武石

一同七石

一同拾五石

小城山慶甫 宝命寺

両子手永分 富永村社人 上原右京

弁分村 永松村 三郎

宇衛門尉 同村 田辺宮内

忠五郎 俱見村 羽田方村

七之丞 繁右衛門

同村 左京 新四郎

同村 岩屋村 松木源太夫

興滿山 與尊寺

同村 藤太郎 作右衛門

同村 源太郎

同村 同

四口合 千三百六拾六石三斗武升八合五夕

内 七百武拾石四斗九升五合三夕 安波甚三郎手永廿八人分

三百九拾四石六升五合

百四拾三石八斗三合

百拾石

右持高公役御免御証文刀脇差御免御証文同時二被仰出候也、奥書ハ左三
御写也

奈多宮社人太刀御免御証文

大宮司 井門長右衛門
権大宮司 泥谷慶開

手嶋孫右衛門

田代清兵衛
神島保介

池田新右衛門

清藤新兵衛

神鳥忠四郎
神崎新右衛門

田代久五郎
首藤小吉

高木善兵衛

中司 助作

澤 源右衛門

中園村

大庄屋 片山甚三郎殿
大宮司 井門長右衛門殿
権大宮司 泥谷慶開殿

物税洞主□□□
伊藤伝藏

林宣成久村
宮崎小助

同村 河野左京太夫
権税洞主

十七人

右之通可為赦免旨被仰出候間、其之意可有之候如件

元和三年巳九月十四日

細川越中守源朝臣忠興公

許策領主

長岡式部少輔與長 判

御印

松井鐵部殿

下津半左衛門殿

後藤恒馬殿

御郡代

同

寺社奉行

同

松井鐵部殿
下津半左衛門殿
後藤恒馬殿

右此証文奈多宮御殿御奉納有之候處、其詳見請迄口筆二而寫之子孫ゝ迄難有重宝ニ仕候者也、此本与宮崎家也

寛政九年巳正月下旬 河野相模守謹撰書

御証文附錄

一 安岐官代家記録ニ云、元和三年巳九月廿四日越中守様御預之時杵築御城代長岡公江被仰付奈多社附社人銘々持高公役御免扶米被下置候處、

後年寛永九年春前小倉之城主小笠原安岐守忠知公并乘御入御御座候御先代之通繼目御願申上候所先公之通無別条被仰出難有仕合奉存候、然處寛永十九年之秋御仕體奉行久野兵太夫殿御入被成候而、右公役扶米帶刀二至迄悉ク御取上被仰出候畢

○元和三年ヨリ寛政十二年庚申迄百八十四年ニ成ル

○寛永十九年ヨリ寛政十二年迄百五十九年也

一 享保十五年庚戌年九月廿七日奈多社附社家十七人其外庄官代・預役并奈多邑庄屋・横城村貢吹・惣神官都合三十余人持高公役御免被仰口、是ハ御領分三万三千石之辻ニ而役高五百武拾四石余斗八幡宮社高ニ被仰付候

右之内ヲ以惣神官配當仕候事

○享保十九年戊ヨリ寛政十二年迄九拾武年ニ成ル

帳簿而著出米居付庄屋同様ニ相除ケ候様被仰出候、為後日記録ニ相置候以上

右之通當村之社家奈多宮之社人十七人之内相違無御座候間、弥々当社第一末世ニ至迄神忠可致丹精、當村社中立合之上ニ而如此相印申候、如件

寛政十二年庚申十一月日

執筆 相模守謹

詔宣所

宮崎 小膳 代

惣税部

河野 石見守代

権税部

河野 相模守代

大神官役

河野 長門守代

附錄

一 寽政十二年庚申十月十三日奈多宮神宣役先代之通當家相務候様、大宮司所ニ而被仰付候以上

宮崎 小膳代

是迄石見販廿年内外預居候

2 年大明神宮記録（寛延二年）

一 享保年中役高御免之儀、以為八幡宮社高諸出米懸リ物之儀出不申、以右之處いかゞ之儀ニ而御座候哉、當村社人高懸リ物中同様ニ出申候處、右之儀甚以役所間違之趣ニ社家中相考段々大庄屋根板・奈多大宮司衆方御殿奉納之御証文を相しらへ重慮也、右社高之内相違無御座ニ付段々役所江改之処、寛政十年戊午冬御物成より邑當利助給銀・番給

年大明神宮記録

寛延二年巳二月二十三日

当村高橋康七母赤兵衛妻也、願ニ附氏神之御威替仕度依頼口村中相談之

上二而相定候、折節美摩寺玄桃長老京都三而天位之時分相頼置候所間茂

無同年十月二日二御下り被遣、同三日二宮崎氏之社權ニ凡廿日斗御座被

遊候、同十六日より宮内ニ御往還を引河野氏・宮崎氏両家一七日間相詰御

位を付、同廿二日ニ吉日を撰御本社ニ奉移神御鎮之御神樂河野吉亦ト申

仁當年八ツ初而社役ニ罷出相勅申候、寛政十二年庚申之年迄五十五年成、

折其御鎮座之晚山城藤七方ニ被召寄相應之振舞ト諸祝儀も有之日出度相

濟候以上

六月初丑之日夏祭之次第

本田老反之内 三畝村中より年貢弁、残而七畝年貢地

右之通朝座有之候

祝詞主

神主

大宮司

神樂座

村役人中

候

上田九畝廿壱歩半

此利年ゝ四斗四合

年大明神宮

米六樹年ゝ歳之餅

山之神宮二

同壱斗上ル

弁財天宮二

同壱斗上ル

龍王神宮二

同壱斗上ル

右之通清原氏より寄進有之候

歳大明神年中祭之次第

初而

正月十一日、鈴開之神事有之候、朝早朝二宮ニ而三番神樂奏、片

奉屋鋪ヨリ初社中神酒開籠煮等喰合終日膳ゝ敷祭合候、八ツ時分

二馬場八幡宮二社參あり

二月初丑之日、是八年ゝ種之祭ト申而穀種五斗五升本田より出ル、此内卷

種ヲ引其跡ニ而四半御供ヲ上

御神前 半御供

御高もり 四膳

向膳 武膳

外形 八膳

御樂之次第

一山いも

一もゝ

一とゝる

一黒め

一ゆうり

一小豆

一きらり

一しどき

右之通相違無之候

祭當日朝社人村役人衆座配用之候
村中氏子前日ニ座配用之候

祝詞主

神主

大宮司

神樂座

村役人衆

宮ニ而ハ社人齋捕神樂奉獻、夏ハ冬之幣ニ而祝詞ヲ獻ス、此日神酒ハ

村中より出ル、但シ役所之世話

各々齋捕神酒御供頂戴

各敬白

座配有
大官司之妻
吸物 冷酒三獻 御肴 かすつけ
間酒式獻 串焼 けうもうし三串
終而御本膳

九月九日神事

是ハ三載之田地有、年貢ヲ取其跡ニ而之祭座相勸候
大官司屋敷と今ハ高橋勘平方ニ而年々座配勤メ來リ候

社人村役人中朝飯有、宮ハ鉢御供也

霜月祭大神事之初

本田老反九畝、是八年貴村井外二中興小神田五畝十武歩添、是
八年貴地也、利米本田ニ添

神田取納之日祝詞主斎之誠有、外取森主參リ斗初屋舞人ニ渡森主屋
舞人夕飯有

本祭小口明

祝詞主獻有
祝詞主

神主
大官司

神樂座
惣社家

村役人衆
屋舞人

各座配有

神樂座
惣社家

村役人衆
屋舞人

終而
各敬白

大座 女座 壱番
祝詞主要
神主之妻

同日晚門注連

益ハ親燒三獻
芹やき
かすつけ
御肴

御本膳終而
來當座
是ハ社人役人拾或名
御吸物
御肴
かすつけ

大官司
諸司
神主兼役

大座式番座 男座
渡東
御吸物 冷酒三獻
間酒二獻
かすつけ
芹 燒

社人役人十数名・氏子中

門二餅御供七膳

但中餅十四也

備之餅

武膳 祝詞司

式膳 神主

御盃冷酒三獻間酒式獻

同日晚夕飯餅雜煮 但小豆煎附入なり

御酒 白酒也

式膳 祭元

同日晚板敷就

社人中
役人中

御神前供物次第

本御供白米壺斗武升

半御供白米六升也

御神前御膳御高森

式膳

向膳

御膳居神 御高森

式膳

二之殿御膳居之分

御膳四膳

是ハもし造宮等有之節運宮杯ニ四方指改ルなり

祝詞主

右三人格式之座有

神主
大宮司

奈宮御供一せん添

御高もり向膳

式膳諸司神主ニ下ル

祭当日朝山之神祭有

是ハ小餅七拾武

奉主方ニ下ル

メ五膳

井形 式膳

御本社御高森

一膳 メ三膳

十式名ニ配當

御膳御菜之次第 くり
たゝまさき

いもまさき

山いも

小豆

ミかん

とう

ところ

切こんぶ

こんにやく

しどき

丑ノ日終日神事式法之次第

一番 祭礼神樂ヲ備

次二 濃東

白粉ニ御菜もり、残をもりて社中村役人十二名ニ
配當なり

白酒三獻 元来此酒ハ當後ト申て來當ニあたる名る造出シテ宮

ニ用ルなり、村中穀八合ツゝ調酒ニ造ルなり

御肴かすつけ

二番ニ 將軍之神樂ヲ勤ル、是ハ花神樂といふ

次ニ 吸物冷酒三獻 是ハ汁わんなり

御肴芦焼ヲ引

次ニ 親枕三獻

御肴
是へ豆ふ之口んがく也
けうもーし

次ニ 梓之神樂有

此時かわらけ十次出ル、是ハ代々山城高橋氏より出ル

次ニ 小供之相撲

年ゝの屋舞人なり
三番打なり

次ニ 祝詞敬白

其日千秋樂

子ノ年	源 七	午ノ年	次右衛門
丑ノ年	嘉 助	未ノ年	源 平
寅ノ年	早 助	申ノ年	八百吉
卯ノ年	小 謙	酉ノ年	幾 平
辰ノ年	定 藏	戌ノ年	忠 藏
巳ノ年	長 門	亥ノ年	代 藏

メ拾武名

拾武名

忠蔵名
亦八名
幾平名
矢平名
八百吉名

中
五

毛詩
中華書局影印

大營同
庄屋名

源七名

四庫全書

証人
清助

儒作

小記二

七
利華共業

代官原名

十一月子之日夜戸祭

是ハ村中秋初八合ツゝ調村中門廻シ白酒ヲ調造官ニ持參リ社人

役人名中ニ廻スなり

肴ハ菜之もうし・かすつけ

右此記錄先代祭祀初而以來相改本誌有之所、年數押移本來難見場多、依

今再善嗣後代宝記成者也

代々当後神酒三郎方ヨリ出ス事

天保十四年冬当村清原三郎ト申ス者成久村共有山林松木ヲ盜切りタル事

六月初丑

但シ前日氏子寄夕飯有、此日社人小門一統格式ハ無

御神前四半御供	外二米
御菜之品	老井御庭尼神僧利行氏上ル
しとき 山芋	ところ 切昆布
御神酒 散米	右四品
榊十或本十二名ニ配	

3 歳大明神宮御祭帳（享和二年）

但シ前之年祭元々種子五斗五升之内を以神前一切相
勤メ当日之朝社中・村役人・大宮司・屋舞人援舞有

二月初丑

歲大明神宮御祭帳

村中ニ知レ庄屋ヲ始メ村役人立合候處少カラヌ又切方ニ付村中ニ評議ヲ掛
ケ候ニ付、當村儀作並ニ清助ニ類ミ西氏ヨリ役人方ヘ話シ候ニ三郎本人
其松木削木ヲ大道迄持出セバ済ス様申候条、此旨三郎方ヘ話シ候處當村役
ニ近頃居住シテ居ル新平ト申ス者ヲ供口曉口ニ持出候處口村中ニテハ出
口口口テ以テ一層ハケ間敷申口候、世話人ノ願ニ依リ村中ヨリ年々冬ノ
祭典ニ初八合宛ヲ取立作口居、當後神酒ヲ三郎方ヨリ初毫儀宛出ス事ニ
成リ納候

之、当日朝門注連之内之祓終而社中・村役人・大宮司

朝飯有

御神前半御供

外二米武好

御菜之品、
御膳居神僧利行氏奉納

ゆふり 木瓜 ところ しとき 柿 桃 山芋
七色

神酒 散米 吉祥竹茅也 十貳名三配當

終

本祭初中後式法

十二月初丑之日

神田刈上ヶ之朝、祝詞主祭元祓有朝飯有、此日齋宮江高幣奉納祝部

修行

神田刈上ヶ之朝、神主宮崎家祭元ニ參リ禊之都合相改メ星舞人ニ御供

米之穀を渡ス、其晩夕飯有

白酒造之朝酒部屋之祓有、祝詞方々動ル

祭日五日前二米打魚取 同日ノ白酒之口開有、其日も祓有

三日前二小口明ケ神主祝詞主大宮司屋舞入夕飯有、其日も祓有

二日前二氏子麻有、村中夫婦寄
座配之次第 女座初座也

神主要
但シ吸物三面冷酒三獻、間酒或献、肴たつ
り・せり焼・かすつけ

祝詞主妻

大宮司妻

一式番座男座 神主

大宮司 沢野司
右三人女座之へり

次二本膳 三人之女座 三人之男座 飛速之串燒引
内之祓祝詞主動ル

來當座 村役人中十式名 吸物二面飯碗二而來當漢シ有

門注連之式法

門之御供辨 七膳

老膳ニ付三ツツ

門之備 御雜煮 四膳

御酒散米祓祝詞主行
但シ小豆煎

門之備配當之事

神主 宮崎氏

祝部 河野氏

大宮司 高橋氏

祭元江

門注連夕飯社中役人星舞人

此日大宮司神前之口を拂中之したいニ而毫尺武寸

十二月子之日夜戸祭

但シ村中禊八合ツ、謂白酒を造、宮ニ而社
中役人中宮ニ而座配有

神前神酒 芽舛 其辰祝詞方ニ送ル
本祭より獻ス

神前御燈明

神樂座之燈明
夜戸祭より獻ス

御祭當日朝 但シ神主・祝詞主・大宮司右三人朝飯有、御上
品之口開キ御供之チリ取ト古キ申伝也

御神前式法

一 御本膳 十七膳 内

御高森 四膳

次御神樂等相濟祝詞敬白有
着 れんかく

神前御膳配当

但シ神主官崎氏抱之

但シ宮代所江祭元々送ル

但シ御隱居神膳之内

一 拾七膳 右之内巻膳齋宮江獻ス

升 形 九膳

但シ神主官崎家二納ル

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

大宮司河野氏二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ祭之日是飯屋舞一人ニ而取之

但シ星舞式人ニ而海二行時持參

但シ官代所江御使之節持參之

向膳

四膳

外形 式膳

但シ御隱居神膳之内

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ祭之日是飯屋舞一人ニ而取之

但シ星舞式人ニ而海二行時持參

但シ官代所江御使之節持參之

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ祭之日是飯屋舞一人ニ而取之

但シ星舞式人ニ而海二行時持參

但シ官代所江御使之節持參之

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ祭之日是飯屋舞一人ニ而取之

但シ星舞式人ニ而海二行時持參

但シ官代所江御使之節持參之

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

一 吸物 同 三献 せり続之口口 次大盃 飯椀 三獻 但シ右之人數本祭ら仕出ス

孟白酒三獻 看かすつけ

一 白米 同 三献 せり続之口口 次大盃 飯椀 三獻 但後ら出ル

一 白米 神前向諸入用

一 御菴形十六束 山芋巻 村芋巻 芋巻 豆巻 串柿或十 小豆或合 くりせ 只巻 こんにやくまつ 尾布 捲四色外ニ御酒散米 但神前餅散米五合上品巻升五合、白酒巻升五合
祝詞主方納、餅御供七十式白酒巻升五合神主宮
崎氏二納

一 土器 拾式 大宮司高橋家ら出ル 拝殿座位之次第

但シ社中役人中

一 直会 大宮司 後 官代 前

一 外形 飯御供 式升 白酒 式升 白酒 式升

丑之白曉 板鍛祓 拾六

但シ社中・役人中・大宮司・屋舞人夕飯あり

但シ祭之日是飯屋舞一人ニ而取之

但シ星舞式人ニ而海二行時持參

但シ官代所江御使之節持參之

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

但シ御本社備之内

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

大宮司高橋家二納ル

庄屋本二納ル

一 白米

四升

御隱居神之備利行氏々奉納

一 白米

考斗武升

但シ鮮御供米

一 白米

五升

但上品糲共本社備毫升五合、山之神之備毫升

五合

月初旬老筆謹写之書敬白

但シ御供米毫升七升之内

三升

但シしおとぎ芋卷唯卷豆巻

一 黑米

考升

此内五合山之神之散米也

一 御幣紙

毫束

毫枚

一 荒糞

毫枚

一 荒糞

毫枚

一 草之器

毫枚

日向かわらけ共云

百武拾

右者延享元子歲相改候氏神祭礼式之帳面文字等紛失之所依有之此度順年
之來當江相凌中候、隨分古例之通神事相勸可申之處如件

享和貳歲戊戌月月初五日

当社神主諸司役

宮崎小膳藤原清重

当社祝部役

河野長門守小千通貞

当邑庄屋

利行治右衛門源親次

從四品大弁從五位下淡路権之守藤原清人

是当社歲大明神御鎮座の初り也、被藤原清人此所三居住して神事祭礼を
司る、是を称宣と号則宮崎氏の元祖也

一 当社祭礼之次第

正月十一日 鈴開の神事

是八年内より供奉する御鏡を此日下して

神職家村役人村中及十二名に配当す

当披露イタシ古キ尊而求新ヲ氏子長昌玉物にし侍ラント、堅請に仍而筆

二月初丑

御田植の神事

是ハ穂子の初穗にて御供奉神不十二本

(異筆)

宮崎氏住物

愚フ執リ謹今は書写□矣

河野相模守一昌詔

四月彼岸の神事

三月三日

六月初丑日十二名順年にて

八月彼岸

九月九日

十一月初丑日大祭礼

一一番

二番

三番

四番

五番

六番

火ノ神の祭り

水ノ神の祭り

木ノ神の祭り

山御前の祭り

いつきの祭り

本社の祭り、当社ハ二社明神也

一般 五升モリ一膳、二・三合三膳也

二殿 同新

同殿之内脇社四社二舛形四膳也、神楽ハ余社同前、山人舞相撲有、當日出席之家、

備則十二名に賦比辯を縦に用よし

是ハ初中後三度の神樂

草餅を供して神樂奉

御供御神酒を奉り、薄の御幣にて祓清

ミ之此舞大宮司及十二名に配當、仍當

村におゐて此日迄若薄を刈事を禁す、

頗然なり

初中後三度の神樂

御供御神酒を備て神樂

十二名順年当日四日前を小口明と云

村役人十二名の家々尤社職中也、三日

目前を内役と云村中夫婦十二名社家不

残会合、此日端出縄おろし二日目前御

供排当晚よとの神事當ル

官代

黒田 川つら

成久村 川ノ綾

水口墨敷高橋氏 片塙墨敷河野氏

同村 庄屋墨敷宮崎氏 橋本墨敷河野氏

祢宜 同村 同村 正面名

龍王名 西ノ國名

五田名 五田名

同村 橋本名

瀬戸田村 安樂名

瀬戸田村 井手之通名

成久村 有智山名

瀬戸田村 中園名

成久村 東名

同村 石盤名

同日晩神職中祭座神口け板敷払

同月廿九日願松の神事、終日の神樂祭庫祢宜執行

十二月晦日 歲暮の神事祝詞主執行

一 当社建立之次第、是より前不識

○文禄四年乙未三月廿六日造営

大槻那

京治城主 熊谷内蔵丞丹治直陣公建立

大宮司

高橋次郎左衛門尉大蔵種昌

神主兼庄屋

宮崎千代太夫藤原宏盛

祢宜兼祝詞主

河野外記太夫越智通興

元和九年十一月吉日造營

大槻那木村城主松井佐渡守豊臣康之御内室建立

奉行 羽加宇兵衛藤原政行

大宮司 高橋次郎左衛門尉大蔵種長

神主兼庄屋 宮崎小介藤原宏直

祢宜 河野左京大夫越智通見

祝詞主 河野兵衛太夫越智通照

大工 諸留與三郎藤原就長

小工 小川清右衛門平久基

宇佐氏元永右馬允入道休雪行年七十歳

筆者

豊前國並當國速見國^一崎那郡の太守細川越中源忠興公木付城ニ松井佐渡

守殿を居口めて城代として則忠興公の御妹君おこほ殿と申を松井殿に娶し

む云々、おこほ殿の御化粧料として都中の内松行村武百石・当村之内三

百石合て五百石御附被成候而木付へ被達候、依之当社御建立被成、尤神

領として中國成久兩村にて田畠老町坪付有別紙被附置候、尤御私領政務の

為に羽加宇兵衛殿當村居宅構妻子共に居被申御事、寛永九年細川慶形國

替にて肥後國へ移給ふ、仍小笠原老岐守源忠知公木付城三脚入部の期當

社神領の儀越中様時代の通り被附置被下候様ニと願上候得共女の寄附な

れハ繼目といふ事有間敷のよし有て寛永十九年被召上、神領訖

○寛文十年癸酉十月吉日造營

大宮司

河野左京大夫越智通亮

祢宜

片山八郎兵衛源義培

代官

北村又左衛門尉中原義弘

大宮司

高橋次郎助大蔵種昌

神主

宮崎藤十郎藤原宏綱

祝詞主

清原與介清原行光

庄屋

利行茂左衛門尉源義權

大工

中野三右衛門尉紀光宗

織治

立花源右衛門尉橋成固

大工

宇佐氏元永右馬允入道休雪行年八十一歳

筆者

片山三郎兵衛財

○寛文八年戊申四月吉祥日造營村中惣建立

木付城主

松平東市正源直次公

仁与山二おみて材木數百本被下訖

木付城主

高橋次郎八大蔵春

代官

宮崎左衛門太夫藤原宏勝

神主

河野左衛門尉越智通国

祝詞主

河野兵部太夫越智通等

大工

宮川惣左衛門尉平定門

大工

今留六郎左衛門藤原泰治

佐藤弥右衛門尉藤原忠紀

庄屋 清原太兵衛尉清原光輝
海印山実勝寺祠祖比丘沙門北原伝国叟書

伝曰安岐二七社ト中ハ 成久 山口
歲殿 豊大明神 牛頭 須大明神 西本

○元禄三年庚午十二月吉日造營村中建立

官代

片山八左衛門尉

大宮司

高橋作平大藏宣

神主

宮崎三左衛門尉藤原宏宣

祢宜

河野権之進越智通長

祝詞主

河野伊左衛門尉越智通之

鎌治

宮川権兵衛尉平光長

大工

二宮七之允藤原就行

小工

東山助三郎藤原定房

庄屋

清原赤次右衛門尉清原光長

河野権之進越智通長謹書

元禄十二年己卯四月木付城市住松本久口并一村氏人等合力而新奉

造立朱鳥居

当社の神領ハ小笠原毛岐守様木付御入部の砌も被召放によりて村中

として社田所□□て三反四畝余立つ置テ十二名にて順年に祭礼興行す、尤年中式ゝの神事形のことく衰微して多ハ退転の神事あり、右之社田ハ老岐守様御代より今に至るまで当村中にて年貢を弁償し、其所務を祭礼供料となす如件

右

宝永七年庚寅十月日

神主 宮崎三左衛門尉藤原宏宣 敬白

上馬場 上馬場 津下原

熊野 善神王 賀茂

神主宮崎氏御内殿勤式

御祭礼当日ハ烏帽子白張ニ而一番ニ御神前御扉ヲ開、御内殿掃除等

イタシ夫ヨリ御殿替相濟神酒御供ヲ載也御祓ヲ勤ル、次ニ御神楽相

濟夫ヨリ祝詞河野氏敬白也、祝詞相勤ル間ハ神前左座ニ而歌白、但

シ夜戸祭モ右之通可想得也

一 詞祝相濟夫ヨリ御供御前配当神主ノ役儀也、猶又二月ハ榊六月ハ吉

祥草十一月ハ花菖蒲神樂ノ拖屋舞人神樂正木カツラノ手藝是皆神

主ノ役也、祝詞主河野氏ハ敬口ノ祝詞斗外ニ神前ニ而役儀ハ無之候

事

上挿札 豊之後州国崎之郡安岐成久村
年大明神社櫻毛宇之次第村中建立

享保十二年丁未九月吉祥日

神主 宮崎求馬藤原安貞

祝詞主 河野兵部太夫越智通次

祢宜 河野修理越智通春

大宮司 高橋次郎左衛門尉口次

利行喜兵衛尉清原親信

庄屋 中野源七尉光久

同

橋伝右衛門尉安次

山之口

清原源之丞義知

大工

富永李左衛門

小工

同村 助七

小挽

同村 助八

小倉之城下西田町四丁目

桧皮屋

河村次右衛門

原田亦八

林田吉兵衛

松浦半七

鈴木太郎兵衛

筆者

利行喜兵衛親信譜書

天下泰平

千時文政十亥

奉再建歲大明神御殿一字
國土安全

六月吉焉

御領主松平河内守源朝臣親良

神主

宮崎小膳藤原清次
河野右膳越智道勝

祝詞主

高橋順右衛門
利行喜兵衛尉重歡

庄司

利行重右衛門尉
氏子中

夫力

加徳内匠藤原吉住

全

元服

山之口

利行茂左衛門

弁指

高橋為右衛門

全

清原寛兵衛

右

天保九年戊十二月寺社御奉行衆御指団三面大宮司六郎方江謙渡候事

大宮司

高橋 六郎

棟札

寺社方手附

岐部

建策

筆者

Ⅱ 近代資料

ここには、安岐郷域の東南部一帯を擁護する尾払池に関する記録—尾払池由緒書—と大正五（一九一六）年刊行の「朝来村史蹟写真帖」に掲載された古写真の一部を収載した。

「尾払池由緒書」は、池を管理する年行司の間で持ち回りされる記録の一つである。明治四三（一九一〇）年に作成されたもので、堅帳で丁数は一三三丁に及ぶ。その内容は、まず尾払池の歴史が記述され、次いで明治一（一八七八）年制定の尾払池規則、同二五年制定の規則追加が記されている。この規則制定に伴い、池を管理する年行司という役職が初めて設置されており、これは現在まで継承されている。このような池の管理体制の整備をうけて、本記録では明治一二年以後の「一年」とに池の落水の月日と水位の変動および池に関わる諸行事や工事のことなどが記されている。この單年ごとの記述が本記録の中心であり、昭和三一年度までの記載がある。それ以後は冊子を変えて、同様の体裁で書き継がれ現在に至っている。なお、明治四三年までは中野行重の筆になり、それ以後は歴代の年行司が各自書き継いでいる。

ここでは分量も膨大であることから、尾払池の歴史に関わる部分と單年ごとの記録のうち明治一五年旧八月の年行司交代以前までの記述を抄出した。

「朝来村史蹟写真帖」は総計六四頁の横継形式の本である。朝来村郷土研究会の編集になり、東国東郡長沖田義信の他、喜田貞吉・天沼俊一・和田千吉・伊東安治の序文を載せる。この写真帖を編集した朝来村郷土研究会がいかなる組織であったのか、ここでは充分に明らかになし得ないが、喜田貞吉の序文には、「幹事の一人なる河野清賀君」とある。河野清賀は、「豊後國東半島史」をはじめ多くの総著書を残した、二十世紀前半の研究者であり、河野が会の中心にあったことが窺える。

さて、ここには六六葉の古写真—奥付によると写真是西安岐村の小川春吉が撮影した—が載せられており、二〇世紀前半の地域の様子を伝えるものとして重要な書籍といえる。以下では寺社と仏像などの文化財、景観を捉えたものを載せた。特に、出土遺物などの文化財については現在確認できないものが多く、貴重な記録といえよう。

一 尾松池由緒書（抄出）

緒言

夫レ農ハ國ノ本ナリト宣ナル哉、衣食一トシテ農ニ仰ガザルナシ、我瑞
德国ハ土壤肥沃氣候溫暖ニシテ最耕燄ニ適スルノ地ナリ、故ニ斯業ニ精
勵努力セバ畜ニ個々修身濟家ノ美ヲ發揚スルノミナラズ延イテ國ヲ富マ
シ身ヲ強フシ教育其他万般ノ事業ニ活氣ヲ生ゼシムルヤ必セリ、然リト
雖トモ水乏シク早魃ヲ免レザレバ則斯禾發育スル能ハズ、故ニ水利ヲ興
シテ旱害ヲ除キ以テ國家ノ公益ヲ圖ルハ實ニ人生ノ要務タルコト言ラ
タザルナリ、大添村尾松池ハ今ヲ去ル實ニ二百五十年前万治二年大添
里正笠置弥兵衛氏大ニ意ヲ水利ニ注ギ乃チ安岐里正片山平兵衛氏ニ謀リ
地ヲ茲ニトシ藩ニ請ヒテ此池ヲ鑿ル寛文三年竣工セリ、実ニ藩内唯一ノ
大池ト称ス、其水大添・鍋倉・下山口・守江・横城・奈多ノ六ヶ村三分
注ス灌田約四十町五段、藩主其ノ功賞シ同年四月兩里正ヲ代官ノ邸ニ
召シ片山氏ニ新地百五十石ヲ笠置氏ニ年々米十俵ヲ賜フ、爾後九十余年
ヲ経テ寛延三年ニ至リ大添里正笠置弥兵衛・下山口里正安部忠次郎ノ二
氏首唱シ外四村ノ里正ト相謀リ藩ニ請ヒテ堤ヲ増シ堰橋ヲ設ケタリ、然
レドモ世ノ進運ニ伴ヒ農耕ノ道益々開闢愈々多シ、是ヲ以テ十有余
年ヲ経テ弘化ノ初年ニ至リ水亦乏シ是ニ於テ乎下山口里正安部甚八郎氏
大ニ之ヲ憂ヒ外五ヶ村ノ里正ニ謀リテ堰掛工事ヲ起シ相与ニ一致協力シ
テ括据經營其ノ工ヲ竣ヘ更ニ堤ヲ増築シ遂ニ現今ノ水利ヲ得ルニ至レリ、
今ヤ穀禾穰々倉庫ニ溢レ衆人熙々繁榮ヲ樂ム者莫ニ此池ノ賜ナリ、諸氏
ノ功勞亦大ナリト謂フベシ、明治七年石碑ヲ池辺ニ設ケテ水神ヲ奉祀シ
又碑ヲ建テ安部・笠置・片山三氏ノ功勞ヲ無窮ニ伝フ、然レドモ明瞭

明治四十三年十月

大添

中野行重記

追記 本書ハ尾拂池ニ係ル該年ノ「」當路者ノ許ニ保存シ置キ後世ニ至ル迄
重要ノ件ハ年々其事項ヲ記載スルモノトス

尾松池ノ義ハ寛文三年ノ築立ニシテ土地ハ大添村分、全年池成田引方
左ノ通り

字尾払

一下々田 壱段八敷毫歩半

大添十助

字尾払

一下々田 六畝拾歩半

字尾払

一下々田 拾八歩半

同人

字尾払

一下々田 三畝八歩半

同人

字尾払

大添治右衛門

字尾払

一下々田 弐段拾歩半

同人

字尾払

一下々田 壱段弐畝拾歩半

同人

字尾払

ナル此池ノ記録ナク只古老ノ口碑ニ伝ハル所アルノミ、余偶マ明治四十
年村治上ノ事ニ關シ笠置家ノ旧書ヲ縕キ茲ニ明瞭ナル記録ヲ得タリ、余

時ニ年行司ノ職ニ在リ乃チ之ヲ池組六区長ニ隸リ笠置・安部両家ノ秘書
ヲ參照シテ之ヲ抜苦シ併セテ其功勞ヲ永遠ニ表彰シ以テ緒言トナス云爾

一 下々田 武畠拾三歩半	同人	一 東土手 長四拾七間三合 高三間半 此坪千六百五拾五坪半 平均巻升五才
字尾払		此夫仕辻 売万五百八十八人
一 下々田 巷段八畠拾八人		内訳 扶麦 百拾毫石 売斗巻升七合
字尾払		大麦 六拾七石八斗巻升七合
一 下々田 七畠拾七步		大唐米 四拾參石參斗五升九合
字尾払		此救扶麦 參石四斗參升九合八勺
敵ノ		
巷町武畠拾歩		
高 九石武斗巻升	同人	一 南土手 長拾毫間七合 高參間半 此坪四拾坪九合半
		此夫仕辻 參百武拾七人 平均巻升五才
		此救扶麦 參石六斗巻升七合
右池床引方此外溝成引方田畠共少々有之、右池成ハ前年検地帳前ノ本行		大添庄屋 弁兵衛
引方相分リ地代金銀札老實參給目當時池尻ヘ下々田武段參取式拾歩半		一 北土手 長拾毫間參合 高參間半 此坪四拾坪五步
有之候ヘドモ、此坪御検地ニ無之寛保頃ノ名前ヨリ有之池出来後ハ別ニ		此夫仕辻 三百四十四人 平均一升五才
引水致シ申サズ、植尻凡ソ八拾間位ノ處へ五寸ノ竹筍二本据ヘ池水ヲ落		此救扶麦 參石六斗巻升八勺
ス每ニ通ハセ養フ様申談シ池組合ノ夫役一切関係御座ナク候		
一 繕立ノ當時御出役并ニ引受ノ者左ノ通り		
御代官		一 寛延三年午年春大添下山口掘削普請致シ候 尤モ其レ迄ニハ堀貢ニ
御足輕		テ石桶ナド据ヘ有リシモノノ如ク當時尚石桶ノ形存シ居リ候
御監役		大添村庄屋右衛門方井ニ病瘡相煩ヒ申候ニ付引受相成ラズ、下山
引 受		口庄屋忠次郎引受長六間横三間ノ小屋住居ニテ午ノ七月廿一日ヨリ
賄 方		八月三日迄御普請相済申候、此度出役ノ御名前并ニ引受ノ者へ大麦
御宿		被下置候
大添新兵衛 姓中野		一 元田基右衛門殿
御足輕		川嶋勘兵衛殿
大庄屋 中國多右衛門様		元田基右衛門殿
手 代		安岐八右衛門殿
右之面々其外數多ノ手伝夫、横三間長サ五間ノ小屋住居ニテ御国夫ヲ以		
テ卯ノ正月廿一日ヨリ御普請ノ事ニ御座候		

下山口

庄屋忠次郎 亦差甚九郎

弁差勘兵衛 小屋詰兵藏

全四未年大添村万事引受三月十五日ヨリ廿六日迄夫仕御出役

御代官

郷足輕

大庄屋

手代

河野治右衛門様

内林清七様

安岐八右衛門様

成久茂右衛門様

吉松治助

御普請相済引受ノ者へ大唐米被下候

大添米式斗 大添庄屋 弥右衛門

全 七升 同村弁差 九兵衛

全 七升 同村 全 伴右衛門

全 七升 同村 全 諸助

全 壱斗 同村御宿 十右門

全 壱斗三升 同村賄方 橋右門

全 壱斗 同村下宿 金助

全 七升 同村 久助

大唐米式斗 下山口庄屋忠次郎

全 七升 同村弁差 甚九郎

全 七升 同村 全 鶴兵衛

全 七升 同村賄方 孫右門 同村手代 茂右門

全 武斗 同村 全 治助

此普請地山 橫十間 深四間

此坪式千武百八拾坪

寛延四年未四月四日 下山口庄屋 忠次郎

此扶持支百武拾石壹斗五升

右之外段々修覆等井ニ申極ノ事左ノ通り

一 橋据へ方ハ三方ニ水掛リ六ヶ村ニテ修覆ノ節ハ出夫出張寄合ニテ仕

リ橋穴ハ往古ヨリ四寸横守ハ大添ニ一人相立テ池組六ヶ村ヨリ給米

四斗死年々相渡シ來り候處 檢査ノ節度々橋穴太ク相成橋守ハ抜キ

差シノ節通頼ノ所置出旁不繕リト相成リ捨置題キ段申上候處 文政

十亥年御代官加藤治右衛門根付改メノ為メ御題村ニ相成リ横城御

宿泊ノ節年番塙屋寿八郎立会ヒ横城鹿藏ヘ申談シ 池組中御召寄色々

御評議ノ上本土手平換リ少々其ノ上勞強キ故橋穴ヲ五分細メ數スベ

クト被仰付續守三方ニ相立て受持入達ヘ抜キ差シノ節ハ共ニ立会ヒ

廉直ニ取計ヒ候様被仰付、是迄テハ一人ニテ給米四斗ノ處此度改メ

テ一人ニ付武斗五升宛相渡ス被仰付、橋穴ハ本土手三寸五分南北

土手四寸ニ改正相成候

一 橋守三人渡
一 本土手 米壹斗六升壹合 八升七合 守江 七升四合 築倉

一 南土手 米武斗九升六合 壱斗壹升八合 横城 壱斗七升八合 泰多

一 北土手 米武斗九升參合 壱斗四升八合 大添 壱斗四升五合 下山口

右之通リ二被下候

長五十間

右之通り相定メ万事加藤治右衛門御聞取り盡キニテ規定相改メ來り候
處、何時トナク相流レ本土手ヨリハ懸ケ合モナク大切ノ水不始末ニ相成
リ鉢々勝手ニ抜キ差シ可致トノ申条ニテ近年受持ノ橋守ト相成リ給米ノ

取造リモ仕ラズ本土手ノ方ハ攝守モ無之守江・鍋倉各自ニ抜キ差シ仕リ

一入自儘ノ事ニ相成候

一本土手へ透水仕候ニ付御願申上ゲ天保十四卯九月前築キ仕候、御代

官井田等右衛門様御出發住居ニテ御普請相濟候、尤モ小屋掛ケハ外

村々ヨリ取計ヒ賄道具一切守江・鍋倉ヨリ差出シ万事守江和右衛門

差配ニテ相濟候後、前築石工資并二入用割方確守給米定メ相当ニモ

可有之ト是ニ割方可仕候段申談ノ上割方仕候、守江村ヨリ普請中賄

夫多分出過ギニ付平均可仕ニ付、此後何方ニ普請ノ節外村々ヨリ出

掛可申ニ付此儘押移リ與レ度旨申談候ヘ共、多少ニモ拘ハラス平均

取引可仕此度出銀相濟シ可然段和右門被申候ニ付、右入用丈割合ヲ

以テ平均老人老々免不足賃銀札守江村へ遣ハシ申ハ此節諸般一切和

右門引受ケニ御座候

下山口安部甚八郎經營堀縣由諸略記

一杵築領内二第一ノ大池ニ御座候處、往古ヨリ年々水溜り兼不池下村

々老人共申伝ヘニハ人生一代ニ満水スルハ二度位ノ事ニ御座候ト申

來リ、此池ヘ六・七合溜り候事モ稀ナル事ニテ年ニ依リテハ二・三

合位ニテ平均五・六合内外ニテ何分池下六ヶ村度々ノ干涸甚以テ煩

ハシキ次第ニ付毎々池下村々へ不少御検見有之、御損米不勘候ニ付

下山口庄屋忠八郎思ヒ立チニテ何卒年々満水スル様度其仕方相續

リ堀掛ヲ致ス思ヒ付ニテ數度罷出地理見積リ堀掛ケ致シ年々十満

水ニ相成候仕法御座候ニ付池組庄屋中へ甚八郎ヨリ申候、此池ハ御

領分隨一の大池ニテ六ヶ村ニ掛リ候处、先年ヨリ水溜り兼不年々ヨ

リテハ池二三・四合位ノ水ヲ以テ池下田地ヲ養ヒ候様ノ年モ有之、

何分六ヶ村度々干涸不少御検見度々ノ事ニテ池下ノ者大難儀致シ御

上ニテモ不妙御損米相立候間何卒年々満水ニ候様ノ工夫ハ御座アル

マジケヤト致年相考へ候處堀掛ケラ致シテ水取り候ハゞ年々満水ニ

可相成ト思ヒ付候間六ヶ村一致ニ相成堀掛ケラ致度段相談仕候處、

池組庄屋申候ハ其元略ノ通り水取り候ハゞ宜敷事ニ候間先年ヨリ

堀リテ置ソフナ事ニ候、然ル逃弥トレ候様ニ相見ヘ候儀ト中スニ付、

甚八郎申候ハ拙者考ヘノ処ハ積リ通リニ堀掛ケ出来候ハゞ年々満水

ニ可相成ト考ヘ候間御苦勞ナガラ見積リヲ可被下ト池組老ノ庄屋中ヘ

申候處、兎角手スキモ少ク依テ見積リニモ罷リ出デズ其儘ニ推シ移

リ居リ候處、夫レヨリ年々長日照リ多キニ付毎年ノ干涸不少甚ダ以

テ煩ハシキ事ニ付池組老父ノ庄屋へ甚八郎ヨリ申候ハ何卒堀掛ケ致

シ度候間場所ヲ立合ヒ篤クト早々見積リ候上取リ掛リ堀申度段相談

致シ候ヘ共、折々多用旁何ヤラ兔角見積リモ致サズ彼ト延引ニ相

成居リ候内又々大長日照リ御座候處堀掛リ六ヶ村へ白干ニ相成候、

田坪殊ノ外ヨケイ出来アマリ煩ハシクタクガタク御座候ニ付度々甚

八郎池床へ掘リ出地理ヲ見立水トレ候處ヲ見積リ仕リ堀掛ケ致シ度

場所毎ヲ國面ニ相認メ弘化二己夏御代官川島安右衛門殿ヘ申出候處、

御代官ヨリ是ハ宜敷思ヒ付ニ候此度上ヨリ仰出候ハ何事ニテモ御家

ノ御為メ筋ニ相成候事ハ無遠慮申出候様被仰出候、且又近來新池致

度頗審數々出候處隨分新池モ様ニ依リ御免ニモ可相成候ヘ共、夫

ヨリハ昔ヨリ在来ノ池土手上グ得出来池ハ土手上グ致シ堀掛致候テ

貯水ノ方法可致旨御触書出候間、早速此段御奉行ヘ可申上ト被仰

聞候處、其二日後弘化三年六月十八日番守江和右衛門方へ庄屋中

打寄御座候、當日御代官川島安右衛門様ヨリ御状ヲ以テ被仰付候其

御文ハ左ノ通り

尾松池ノ儀ハ是迄満水ト申スハ人生一代ニ兩度位ノ事ニテ度々干

掛ト聞及候處、下山口甚八郎ヨリ申出候ハ堀掛ヲ致シ候得者隨分
水ノ取方可有之年々満水ニ可相成仕方可有之段申出候ニ付、至極
宜敷心付ノ事ニ付早速御都所殿へ申上候處今迄毎々旱損有之池
掛リ難波ノ堀掛掛シ水取ル様ノ工夫思ヒ付略圖ヲ以テ申出候段
無比上宣教事ニ候間一両日ノ内池組庄屋中不残尾払へ罷出見積リ
方致シ夫横致シ可申出候被仰付候間、早速一両日ノ内各池床へ罷
出夫積致シ可申出候以上

弘化四年六月十八日 尾払池組庄屋中へ

夫々名當て

右ノ通り弘化四年午六月十八日御代官ヨリ急報ヲ以テ仰出サレ候ニ付、
早速六月廿日左ノ面々尾払へ出候致候

姓手島 大添底藏
姓河野 守江和右衛門
姓安倍 下山口甚八郎
姓手島 横城嘉右衛門
姓佐藤 奈多又兵衛
姓佐藤 野辺周助
姓佐藤 大添頭策
シ申候

右之面々尾払へ罷出見積リ致シ夫横リ方書付六ヶ村庄屋中連名ニテ差出
一 弘化三年午六月廿一日下山口甚八郎へ堀掛け係リ被仰付世話致シ成
就為致候様被仰付候

弘化三年午七月八日尾払本土手西駄ノ平ニ今日始メテ出夫八十三人

六ヶ村ヨリ罷出堀掛致候、長サ武百六拾五間堀リ申候
一 弘化四年未年横城弁天平堀掛夫六百人御免御領分ニ池ハ數多有之
候ヘ共堀掛けニ御教麥波下候ノ御例御座ナク處、尾払ハ至リテ大運
ノ夫仕ニ付格別ノ御葬悲三依リ御教麦六石被下候、此度六百間出来
中候

一 今年八月大添丸尾谷ノ辻長サ七十間深サ四間半余ノ堀割ヨリ致シ堀
掛致候、此月廿八日ヨリ堀掛リ申候此堀割平間夫千人二割リ候ニ付
五百人余使ヒ候處大通ノ儀ニ付中國田堀嘉吉ナル者參リ居リ候ニ付
銀札七百日（七拾文定ノ銀札也）ニテ諸負運割出來致候、其ノサキ
ヲ六ヶ村ヨリ出夫ニテ割付ケニテ堀リ申候

一 寒水三戌五月北土手へ移居見工段々取締ヒ候處、全年秋大風ノ為メ
氣遣ヒナガラ亥年ハ其ノ儘ニ押移リ全五年ノ春種替相頼ヒ夫精キ五
百九十二人ノ堀掛致候此度再ビ願ヒ差出シ候處、御開届ニ相
成リ八坂山中ノ者へ積方仕ラセ受前五百四十目ニテ諸負賃銀トシテ
大麦九石被下質候

一 正夫千三十三人 夫遣達一人ニ付大麦貳升八合宛
内 四百三十八人 手水夫

五百九十二人 池組六ヶ村夫

三十七人 守江 三十二人 鍋倉 百六人 奈多
四十四人 横城 百四十一人 大添 百九十二人 下山口
右皆請中出夫差出井ニ桶木桶方扶持持出シ入レ一切大添庄屋頭策引受ケ、
小屋掛時ノ雜用ハ下山口甚八郎引受け、夫仕ハ寄舍ノ節ヨリ守江和右衛
門奈多村兼帶中両村持ノ処普請中一度モ難出ニ付村々役人ハ一人宛日々
相結メ下山口宿元受方不參多ク頭策普請中三十二日間相結メ二月十九日
ヨリ取懸リ三月八日相片付、右入用ハ下山口甚八郎取計分割方申候

處、本土手方は迄僅カノ水點リニ付是迄ノ割方ニテハ不同意ト和右衛門申サレ割賦出来ズ、全年十二月十三日年番係原嘉助方ニテ目録打寄リノ節和右衛門・周助・嘉右衛門・甚八郎・顕策・謙造立会申談ノ上刺方左ノ通り

定金六拾目

本土手 拾匁 四分 守江 六分 鍋倉

南土手 武拾五匁 三分ノ一 横城 三分ノ二 奈多

北土手 武拾五匁 五分 大添 五分 下山口

右當リヲ以テ割付取立相済ミ爾來何方へ普請ノ節モ此定金二割賦スル様申談相成候

一 北土手極据ヘ方是迄他ヨリ武尺余リ高ク御座候処幸ヒ此度低ク致度甚八郎ノ考ヘニテ三尺余リ低ク據ヘ裏溝ヲ下げ申度ト長サ三百四

十間夫標計五百人ニ相成リ池組連印ヲ以テ御上ニ御願ヒ中候処、早速御聞届大委五石巻斗被下置下山口・大添ヨリ出夫砲方仕候處、過々ヨリ外村ニ無申談自備ノ取計ナル段甚八郎方へ照会ノ処全人ノ存

ニテ不行届ニ候間確据ヘ直シ可申トノ書付與レナド奈多村へ遣ハシ候、旁益々不都合ニテ議論トモ成ル可ク何分難捨度ニ付翌丑六月廿四日奈多村平右衛門方へ庄屋井二村方總代寄合評議ノ上外ニ攝前ヲ

埋メ候様評決相成、奈多村ヨリ下毫晉ノ穴ニ板打付申候、此ノ処ヨリ一尺三寸五分上ニ三寸八分ノ角穴ヲ穿チ申候、南土手ト本土手ガ龜腹ヲ抜ク時ニ北土手ハ右ノ角ゴマヲ抜クコト相成申候

一 嘉永五子年北土手極尻端貰ヲ仕度御願申上ゲ御免ニ相成候ニ付、銀札五百四拾目ニテ八坂山中ノ者へ請負ハセ出來仕候

一 嘉永六丑ノ八月左ノ通リ下山口甚八郎尾松土手上ケ普請思立ノ訣ヲ左ニ記ス

各庄屋中へ申談ノ処右場接出来後八年々満水ニテ池組六ヶ村ニ烟

返新聞等年々相増シ田地ノ価値モ高マリ僕へ共、又々水ニ不足ヲ生ジ候ニ付土手上げ普請仕度ト池組六ヶ村庄屋一村ヨリ忠代一人完召連レ会合致申談ノ上夫積リ八千三十六人願書差出申候処、願意尤ナルモ何分御上ニテ御物入ノ御時合ニテ御免ニ不相成其儘ニ

押移リ申候

一 嘉永七年寅ノ年守江村ヨリ鍋倉谷尻へ大造ノ新溝ヲ挖ヘ水取り申候他四村ノ人気ヲ損シ度々紛糾ノ后全年六月十九日御代官ヨリ御廻

状ヲ以テ被仰付候御書付左ノ通り

尾払池ノ義守江・鍋倉両村ト異論ノ儀有之、双方取調候處讓諭勝ニ

テ一定相成ラズ評議ノ上左ノ通り及差因候

尾払池水是迄不足勝之儀ニ付追テ土手上げ出来遼守江村新井手へ

池水引き申間敷、尤モ鍋倉谷へ引キ下ゲ候儀ハ可為先規ノ通り、尚又大添川水鍋倉差支不相成様西平新井手へ引キ候儀是迄ノ通り

可相心得候

右之通申問候間双方無異論相守可申候、尚又以來無腹誠申談池水請

方可相候

寅六月

御都所

右晉付ハ六月十九日友成孫治慶ヨリ御渡シニ相成村々順達写取、御本書ハ械木嘉右衛門方へ預ケアリ候

一 慶應三卯八月前文ノ意ヲ以テ再頼仕候處御聞届ニ相成、全月九日安

部甚八郎・笠置顕策へ普請掛被仰付候、小屋住居ニ致シ横式間長六間半ニ致候

林為助殿へ夫仕被仰付御出役相談夫仕致候

村々下役人是支度小屋ニテ取計申候

明治三年九月廿五日東土手々入ニ着手、十月三日成功仕候

此時下役人ハ下山口山ノロ忠次郎・弁差儀助・横城山ノロ力藏・弁差李助・奈多弁差平右衛門・忠右衛門・半助・山ノロ新之丞・鍋倉山ノロ弁差正平・守江山ノロ儀兵衛・弁差儀右衛門・全茂平・大添

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

賄方役人守江茂作・大添仙右衛門・下山口六右衛門・横城富士藏・奈多森藏・鍋倉喜市、此内ニテ風呂番町行諸道具迄一切取計世話致

明治四年未ノ春二月六日本土手土手上ダ着手、二月廿一日迄首尾能

山ノロ長八・弁差和兵衛・源助

・笠慶称兵衛三氏ノ功勞ヲ表彰スル為メ石碑及ビ石祠ヲ六ヶ村ヨリ

村々ノ合印人夫笠其他着類等六色ニ致候

ク出来仕り以前ノ三倍ノ水溜尾様相成池下惣方大ニ安心仕候

(青) 下山口 (黄) 横城 (赤) 大添

明治七年池組中協議ノ上、阿部甚八郎吉道氏井ニ発起人片山平兵衛

(白) 奈多 (黒) 鍋倉 (青黄) 守江

・笠慶称兵衛三氏ノ功勞ヲ表彰スル為メ石碑及ビ石祠ヲ六ヶ村ヨリ

此度顧書御免前夫仕社左ノ通り

建設ス、其ノ碑文及ビ石祠ノ名文ハ左ノ通り

人夫社六千六百三十三人

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

内 式千人 手永夫

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

四千六百三十三人 池下ヨリ用水夫其外池組村々ヨリ出

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

夫共但用水夫ノ分ハ扶持ナシ

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

右普請ハ卯ノ八月九日色々手管ニ取掛リ直様夫仕十月二日迄ニ本土手前

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

築土手上げ三尺出来、御都奉行三浦多一郎様・村上藤右衛門様・御代官

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

平野喜右衛門様御出役相成候

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

一 歳応四年辰ノ春土手上左ノ通り

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

本土手裏卷四月廿三日着手全間四月九日迄相清此人夫

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

但無扶搏二脚座持

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

右普請ハ卯ノ八月九日色々手管ニ取掛リ直様夫仕十月二日迄ニ本土手前

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

築土手上げ三尺出来、御都奉行三浦多一郎様・村上藤右衛門様・御代官

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

平野喜右衛門様御出役相成候

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

本土手裏卷四月廿三日着手全間四月九日迄相清此人夫

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

但無扶搏二脚座持

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

明治二年巳ノ三月廿五日本土手裏卷ニ取掛リ五月十日迄ニ都合克ク

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

出来仕候

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

本土手裏卷四月廿三日着手全間四月九日迄相清此人夫

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

但無扶搏二脚座持

此度夫仕社式千三百五十七人半 但無扶搏

下山口村庄屋

安岐大庄屋

尾払池満水一代ニ二度位之處同人思付

下山口村庄屋

弘化二乙巳年冬月同人思付

大添村庄屋

安倍甚八郎吉道

上池平兵衛

同人土手揚思立明治五年壬申春元ト之

万治二年己亥尾払池堀基

池四増倍余相成る

大添村庄屋

大添村庄屋

池組六ヶ村々此記建ル

右池下六ヶ村建之

尾私池規則

旱水及飲水苗代水灌養等ノ節ニ限り年行司ニ届出式ヲ得年行

司時間ヲ限り各村ニ報告スベシ

第一条 池土手透水場所氣ヲ付ケ透水有之候節者五ヶ村へ早速可申出事

第二条 堀掘構造シ所井ニ洗切出来有之候節早々可申出事

第三条 年行事無届勝手ニ水引出候者有之候節吟味上急度級可申付事

第四条 火水二及飲水苗代水等ニ泊リ自由ニ致乱引候者有之候村ニハ其

村内丈水一廻り後送り可致候事

第五条 池堀掛等ニ付協議有之候節者時間ヲ限り触出候故其時間へ急度御捕可被成、猶亦五ヶ村事故触出ノ時間ヨリ一時間容免可仕事

若シ一時間過御出頭ノ御方二者一人前拾五錢宛罰金ト相定メ候事、此罰金集金致上ハ必ず池人費仕事

第六条 池年行事受執渡ノ義者八月廿日相定メ申候事

第七条 池年行事為給料減七拾五錢ノ処ニ相定メ申候事

第八条 前文ノ規則ニ相違之勤方致候上者給料御返シ可申事

第九条 若シ御相談不行局ノ御方御座候トモ御懸念無之様敢テ故陳中間敷候事

右ノ規則各様急度可相守事

前顯ノ通り為不規則立是迄ノ通り致置候テハ早駆打統候節者正ニ餓死スル事眼ニ在リ故此度規則相定候事

明治十一年八月廿六日 大添村 高橋齋吉

規則追加

第一条 潟池年行司相定メ左ノ権限ノ事ヲ負担スベシ

第二条 老ヶ月三四回見廻澗池土手透水有之又ハ桶失井堀掛土手洗切等有之節ハ組合村報告スベシ

年行司ニ無届又ハ勝手池水引出候村有之節ハ誰議ノ上其村丈ケ水毫回差押ノ事

第五条 潟池土手三ヶ所井堀掛等修繕ニ付集会ノ節時間御触出三十分間猶予スベシ

第六条 第五条ニ掲ゲタル出頭時間ヲ後ルゝ者ハ金拾五錢連刻金ト相定メ集金ノ上ハ協議ヲ以テ会費とスベシ

年行司給額毎年金七拾五錢ト相定メ秋季交代ノ節翌年当番者ニ相渡スベシ、但シ土平堀掛等修繕三日以上出頭ニ限り一日金拾五錢ヲ給スベシ

第八条 年行司第二条ノ負担行届兼候節ハ第七条ノ給額返金ノ卯上追者スベシ

第九条 第十条 第十二条 第十三条 第十四条

三土手共修繕出夫并諸費五割ノ事
三方換出夫諸費右全上
立種換諸費其土手限り負担スベシ
三方換出夫諸費右全上
一同改正スベシ
三方共換換ノ義ハ其土手限り決定スベシ、但シ年行司ノ式ヲ得ル

上種木五尺五寸以上六尺五寸廻迄ノ古木ニ限ル、但シ本土手ノ義ハ五尺以上六尺廻り迄用ヒ差支ナシ

右之条々總則追加決定候事

明治廿五年八月十四日

明治十二年旧五月四日池水満水成

旧五月四日ヨリ來ル十九日迄此水ノ減ジ方六寸七分

同十九日五ヶ村申談上鍋倉村横城村ニ抜ギ

同二十日六時迄抜ギ此水ノ減ジ方一寸三分

三ヶ村ニ抜ゲバ一寸九分五厘也

四月廿三日迄差シ水減ジ方二寸五分

同日ヨリ抜ギ二日一夜三本抜ギ此水ノ減ジ方九寸五分

廿五日午前六時ニ差シ同日ヨリ旧六月五日迄差シ此水減ジ方二寸五分

同日ヨリ二日二夜三本抜ギ此水ノ切レ方毫尺二寸五分

六月八日ダ三尺五寸也併し水ノ切レ方也

六月十一日ヨリ抜ギ十三日迄十六日ヨリ十八日迄抜ギ廿二日ヨリ廿六日

ノ朝迄六ヶ村ダ三十九日也

旧六月廿八日ヨリ抜ギ七月二日ニ差シ此ノ抜ギガ四日

七月六日抜ギ九日迄日數四日間抜ギ

七月十六日抜ギ日數四日間抜ギ七月廿八日抜ギ四日抜ギ

明治十二年五月廿日ヨリ八月二日マデ

ノ七十五日夜疊合セテ百五十日

尾払池年行事山口村前

大添村 高橋才吉

然ル处十四年ノ夏尾払池九合位ノ水旧六月十八日ヨリ十九日迄二日間水減リ

丈、其後七月七日ヨリ十日迄四日間此ノ水下リ武尺四寸、七月十三日ヨリ十六日迄四日間此水下リ武尺四寸、其後七月廿五日ヨリ廿八日迄四日

間此水下リ少ナクト雖此イワク前十三日ヨリ十六日迄ノ時水ヲ管付ケナ

八日夜旱ク押候故也、此内七月十七日ヨリ十八迄雨降リニ付水五寸溜リ

候

同旧八月二日ノ朝ヨリ五日迄四日間落シ此水下リ武尺六寸

旧七月九日ヨリ十二日迄四日間落シ水下リ二尺八寸

旧七月十七日ヨリ同廿日迄四日間落シ水下リ三尺一寸

水落日數忽計是夜廿九日

附タリ苗代水ハ此外ナリ

右ノ通り尾払池水毎日見廻リ且又種抜ギ差シノ節ハ立会念入落方仕リ候

處、閏八月初旬大雨永降ニ付毫尺七寸斗水溜リ、同十八日池組六ヶ村権守水分其外伍長権御立会ニテ池年行司渡シノ節送水毫合五勺ノ見積本土

手据エ出シ

一明治十二年夏、奈多村ヘ二日二夜間水貰フ以テ池組伍長権ノ会合ノ節

御評議ニ付、尾払池入用ノ筋夫役三拾人差出ス約定相成候得共、今日迄入用無用ニ付其儘ニ相成以後、右池入夫ノ筋ハ奈多村ヘ當て付ケ

可被成候此段書送候也

守江村ヨリ依頼ニ付大添村高橋濟吉、尾払池年行司相務候事

明治十四年旧八月二十日

年行司 高橋濟吉

明治十五年度年行事奈多村引受ノ處、依頼ニ付大添村高橋才吉年行事致

候

旧四月廿一日

一七鶴田水トシテ一日完 大添村・鍋倉村・下山口村

此水減リ壹寸八分切レ右三ヶ村同様ノ事

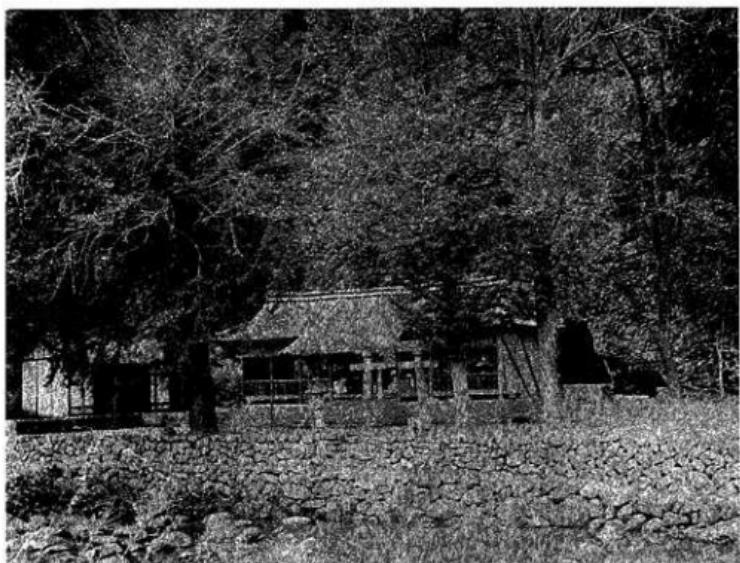


写真14 山神社(芭蕉宮)旧景

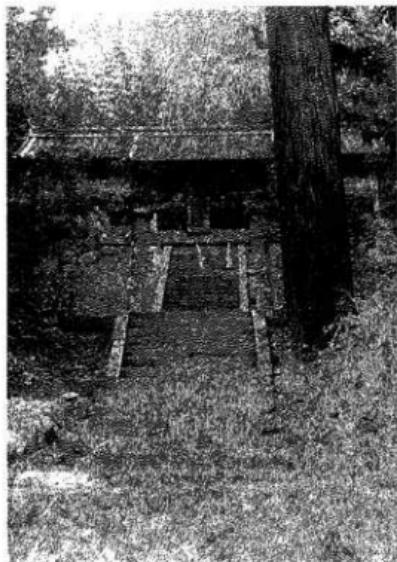


写真16 下矢川山神社旧景

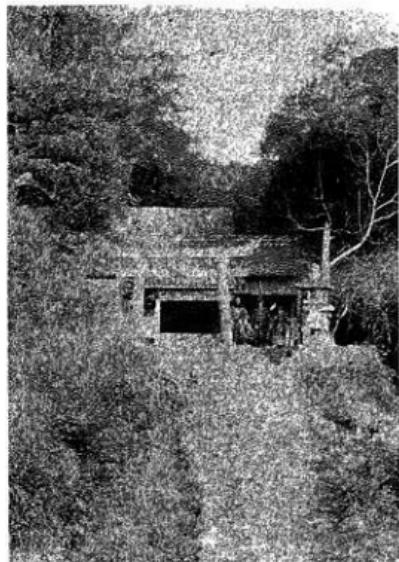


写真15 中ノ川山神社旧景



写真 18 油原山神社旧景



写真 17 上矢川山神社旧景

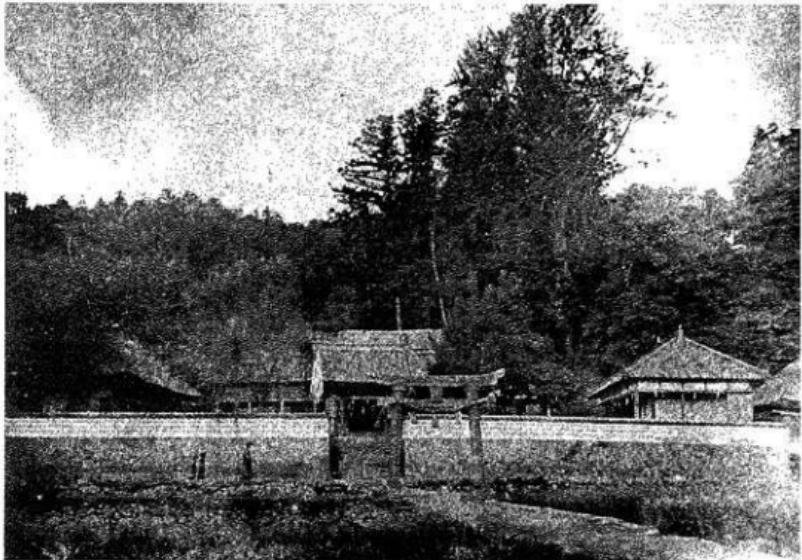


写真 19 弁分八坂社旧景

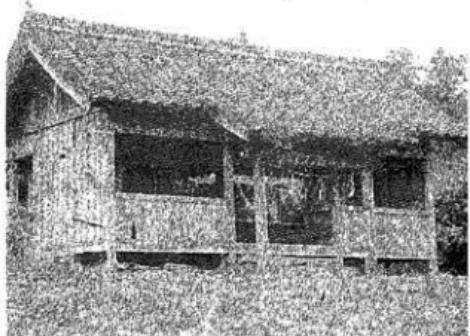


写真 21 吉田社旧景

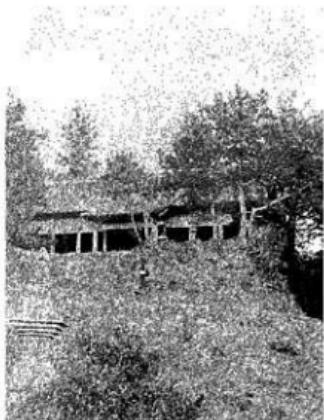


写真 20 生目社旧景

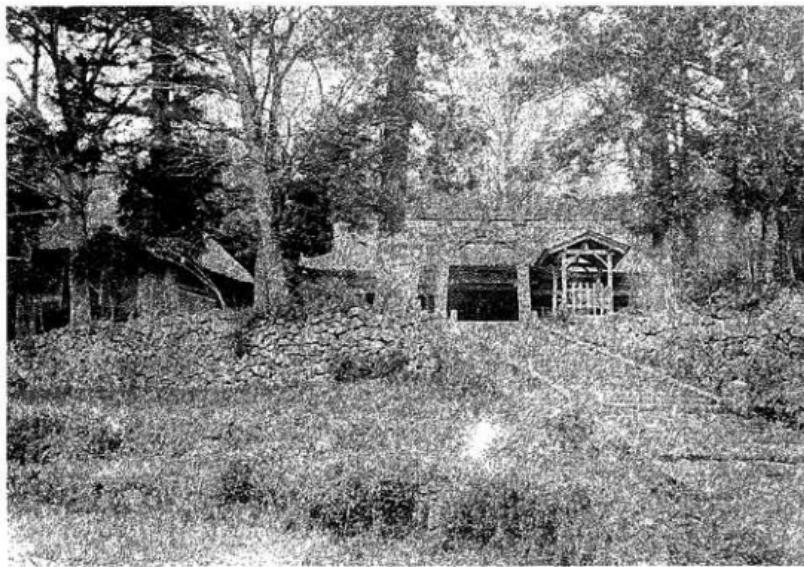


写真 22 久末族神社旧景



写真 24 龍頭社旧景



写真 23 小俣山神社旧景



写真 25 小俣日吉社旧景



写真 26 扇神社旧景

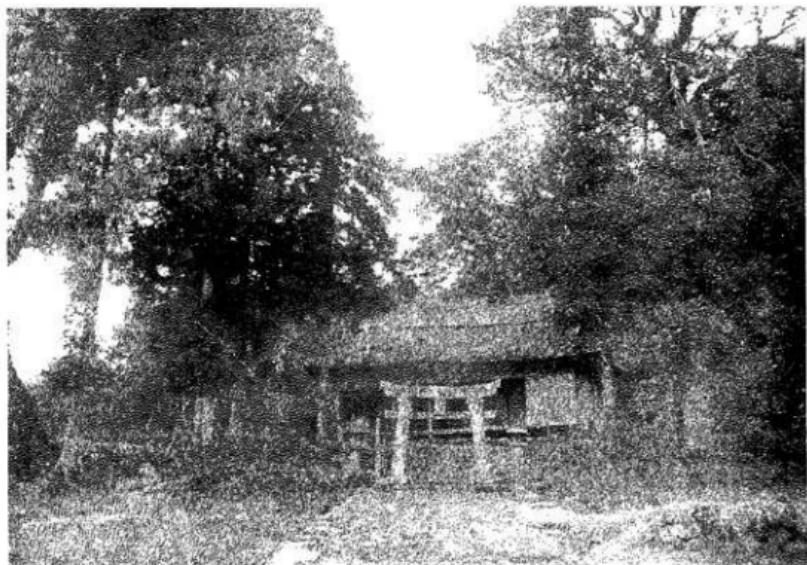


写真 27 中畠日吉社旧景

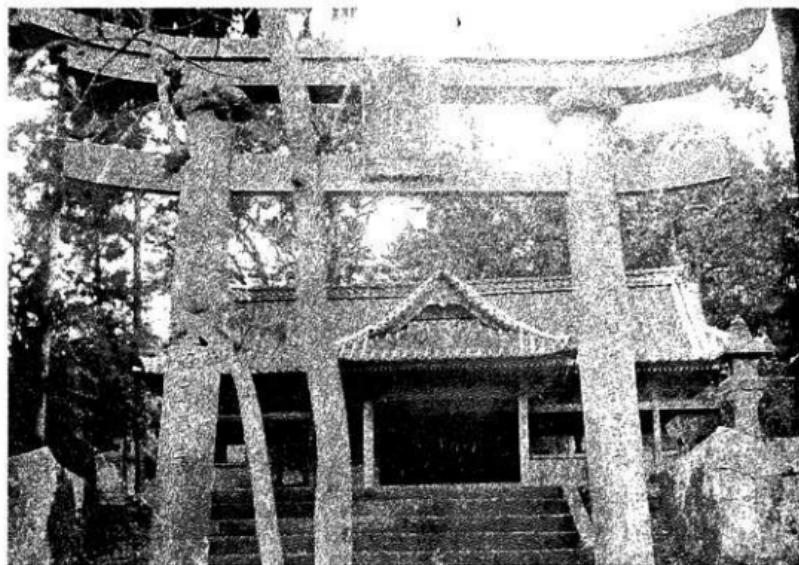


写真 28 諸田山神社旧景



写真 29 市ノ尾日吉社旧景



写真 30 玉林寺旧景

写真 31 宝寿院旧景

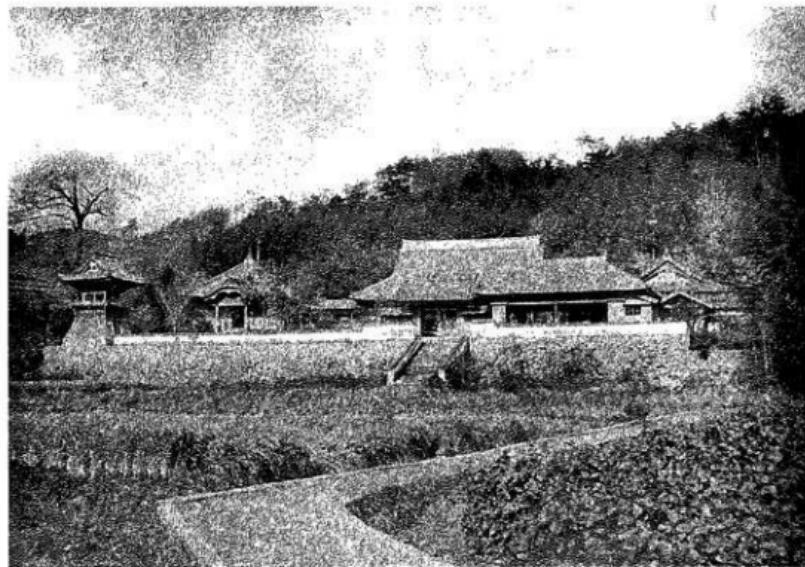


写真 32 西白寺旧景



写真 33 警聖寺旧景



写真 34 警思寺旧景

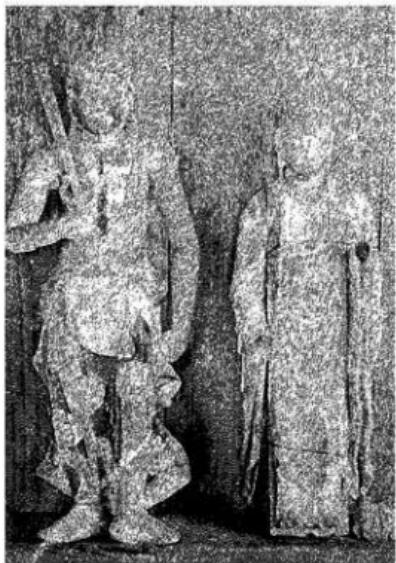


写真 36 小侯金剛院の仏像

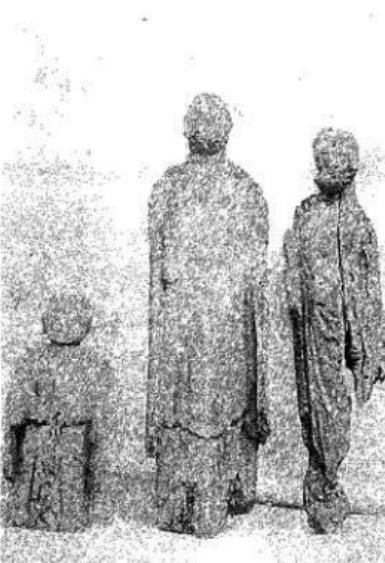


写真 35 護聖寺の仏像（現在は焼失）



写真 37 爛平のシシ垣（現油原地区）

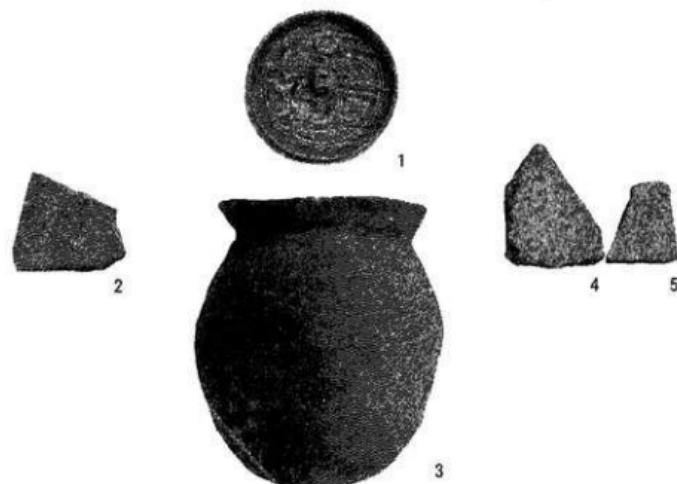


写真 38 土器・古鏡

(1 山神社(芭蕉宮) 宝鏡
2 弁分下組鍛冶屋の土器片
3 弁分中組西ノ谷の土器片
4 弁分岩屋の土器片
5 弁分下組松竹の古鏡)

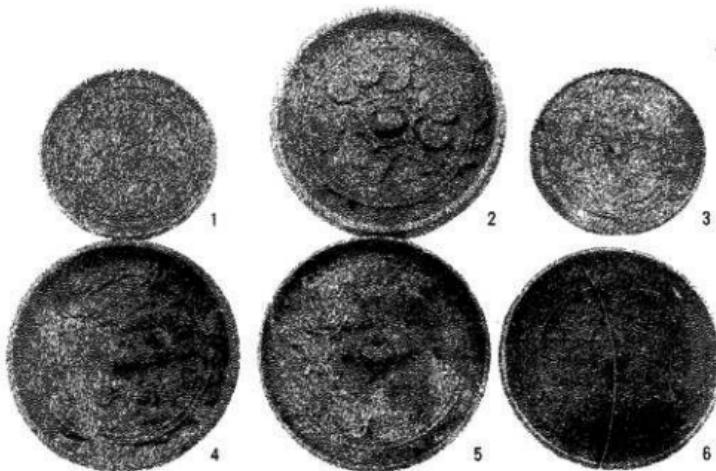


写真 39 古鏡

(1・2 弁分八坂社宝鏡
3 球神社宝鏡
4 市ノ尾永永明神祠宝鏡
5 中畑日吉社宝鏡
6 市ノ尾日吉社宝鏡)



写真 40 朝来郵便局

III 石造文化財実測図

ここには、八件の石造文化財の実測図を掲載した。無銘のものについては、推定年代を示した。昨年度刊行した『資料編』に掲載した石造文化財とあわせて、ここに改めて推定年代順に一覧を掲げることとした。左の一覧で太字のものは本書に掲載したものである。なお、次頁以後の掲載図面の縮尺はすべて二〇分の一である。

1	西福寺国東塔（一四世紀後半）	大字西本字木野	20	金剛院板碑（一四世紀後半）	大字朝來字宮原	15	護聖寺板碑（一四世紀後半）	大字朝來字広舞
2	大吉堂国東塔（一四世紀後半）	大字富清字田ノ上	21	中ノ川板碑（一四世紀後半）	大字矢川字屋敷	16	柳井田板碑（元亨元年）	大字朝來字若名田
3	大吉堂国東塔（一四世紀後半）	大字明治字尾園	22	実際寺開山堂無縫塔（貞和五年）	大字吉松字立中	17	岩尾板碑（元亨四年）	大字朝來字広舞
4	木野国東塔（一四世紀末）	大字西本字木野	23	報恩寺無縫塔（一五世紀）	大字明治字寺田	18	弁分八坂社板碑（元弘三年）	大字朝來字宮園
5	恵良國東塔（一五世紀前半）	大字源戸田字恵良	24	報恩寺無縫塔（一五世紀）	大字明治字寺田	19	岩屋堂板碑（延文五年）	大字朝來字尾園
6	城園寺跡宝塔（一六世紀前半）	大字掛穂字成澄	25	報恩寺無縫塔（一五世紀）	大字明治字寺田	20	塔野板碑（永和二年）	大字朝來字宮園
7	桂徳寺宝篋印塔（一四世紀後半）	大字糸永字袖ノ木	26	大藏五輪塔（一四世紀前半）	大字明治字寺田	21	金剛院板碑（一四世紀後半）	大字朝來字宮園
8	中ノ川宝篋印塔（一四世紀後半）	大字矢川字屋敷	27	七郎一石五輪塔（一五世紀）	大字吉松字今屋敷	22	中ノ川板碑（一四世紀後半）	大字朝來字宮園
9	上ノ原葉篠堂宝篋印塔（一四世紀後半）	大字明治字尾園	28	報恩寺石殿	大字明治字寺田	23	實際寺開山堂無縫塔（貞和五年）	大字吉松字立中
10	塔野宝篋印塔（一五世紀前半）	大字朝來字宮園	29	報恩寺無縫塔（三号）	大字吉松字寺田	24	柳井田板碑（元亨元年）	大字朝來字広舞
11	両子歲神社宝篋印塔（一五世紀前半）	大字両子字天徳	30	大藏五輪塔（一四世紀前半）	大字明治字寺田	25	岩尾板碑（元亨四年）	大字朝來字広舞
12	護聖寺宝篋印塔（一五世紀後半）	大字明治字寺田	31	七郎一石五輪塔（一五世紀）	大字吉松字今屋敷	26	弁分八坂社板碑（元弘三年）	大字朝來字宮園
			32	報恩寺石殿	大字明治字寺田	27	塔野板碑（永和二年）	大字朝來字宮園



図2 城圓寺跡宝塔

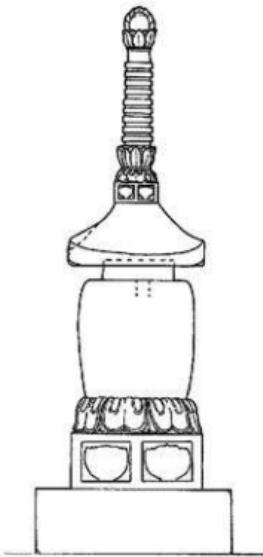


図1 両子寺國東塔（1号）

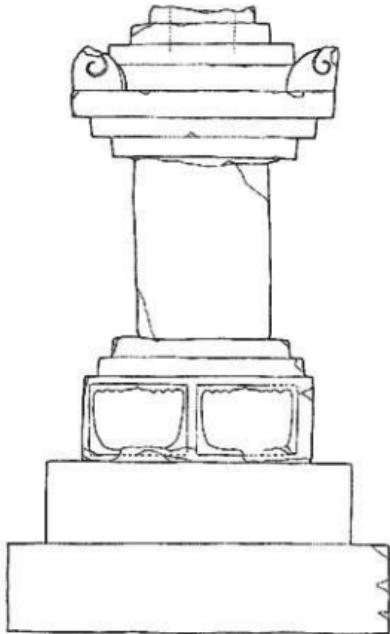


図4 塔野宝印塔

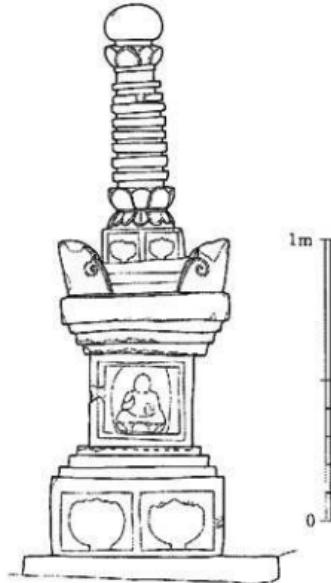


図3 上ノ原薬師堂宝印塔

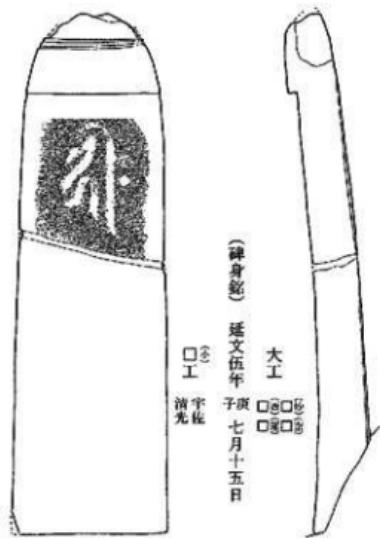


圖 6 岩屋堂板碑

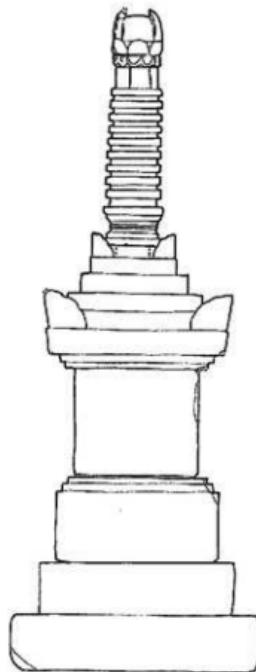


圖 5 善提司八幡宮宝幢印塔

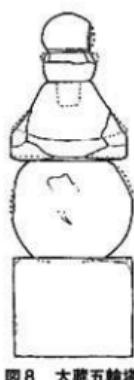


圖 8 大藏五輪塔

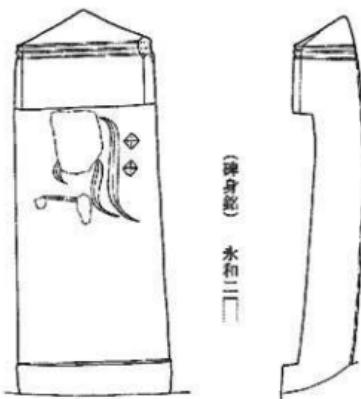


圖 7 塔野板碑



写真 42 城圓寺跡宝塔



写真 41 兩子寺國東塔（1号）



写真 44 塔野宝匠印塔



写真 43 上ノ原薬師堂宝匠印塔

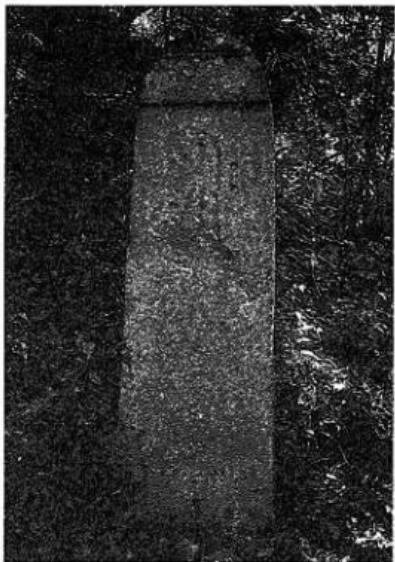


写真 46 岩屋堂板碑



写真 45 普提司八幡宮宝篋印塔



写真 48 大藏五輪塔



写真 47 塔野板碑

IV シコナ一覧

「」では、昨年度の資料編刊行後、新たに検出されたシコナを掲載した。頭番号は小字番号を示しており、シコナの頭に付した番号で2以上ある。資料編の「小字シコナ一覧」で付した番号を継承するものである。また、資料編で掲載したものには、訂正を必要とするものがあるため、「」であわせて訂正を加えた。「」した訂正箇所が必要が生じたことについては御容赦いただきたい。

一 追 加

△ 下 原 ▼

六二 池ノ上 1オオニシ (二二七一)

△ 馬 場 ▼

四四 上大田 2シンタク (二二八八)

△ 中 園 ▼

一五 四反田 1ヤシキクロ (六二三)

△ 成 久 ▼

三 ヒヨウノ田 2イシノタ (八七)

九 クグチ田 2ホートクダ (三六二)

一二 小田 1サンダンオサ (四四七)

△ 掛 棚 ▼

一一 篓 8インキヨ (八四一)

△ 油 留 木 ▼

二二 前田 8インキヨ (三六四一)

△ 朝 来 ▼

三 貴船 2トバナ (三七三)

七 広舞 1寺田 (八〇〇)

一一 内屋敷 1ウチヤシキ (二二六一)

△ 明 治 ▼

二七 切畑 1カカイヤ (三六八一)

二九 市ノ尾 1カジヤ (四一三四)・2ミネ (四一六四)・3トクナ

ガ (四一七三)

三四 松代 1ツチャ (四八五九)・2タニヅチ (四八六三)・3ハ

ル (四八八三)

二 訂 正

誤

正

三 山首 1オオニシを削除
一一 西ノ平 2オオニシを追加

八 西 本 √

三 水アリ 1オイデン (一三九束) — 四 山ノ田 1オイデン (一
八九束)

五六 獣神 1ナガヌキ (一一六四) — (一二六四) — (二

一三四 米丸—米園

六七)

八 中 園 √

三〇 地原 2イナリデン (一〇〇七) — (一〇〇七)

六一 払 2ソラ (一八七五) — (一八五七)

六一

兩 子 √

二一 内ヶ畠 1オオヒガシ (一〇四) — (一一四〇)

八 油 留 木 √

一五 台良 5ゴブンチ (に九三) — (二九三)

八 山 口 √

九一 ヒカケ 1ヒガシヤ (二九九八) — 八五陰平 4ヒガシヤ (二七
七八)

八 大 添 √

二三 楠田 1カルマダコを削除 — 一七 松尾 1ナカデを追加

八 糸 永 √

二六 小久保 8ナカデを削除 — 一七 松尾 1ナカデを追加
二六 小久保 9トリボウズを削除 — 一八 上中園 1トリボウズ
を追加

八 富 清 √

五六 獣神 1ナガヌキ (一一六四) — (一二六四) — (二

六七)

△付論▽

安岐郷における近代初頭の景観

—近世における村落の開発と 景観復原への基礎作業として—

はじめに　—明治中期の村落景観を捉える—

明治を迎えて以降の日本の変化は近代化として捉えられている。近代日本における変革は、単に社会や経済制度の変革にとどまらず、当然人々の日常生活にもさまざまな面で大きな影響を与え、社会をはじめ政治・経済・文化さらには生活の近代化をも達成した。そもそも近代化とは多元的な概念であり、産業化や自由主義や合理主義などの達成は、近代化の部分システムであるとも捉えられることが示唆するようだ。近代化の研究は学際的に多方面からなされている。このことは日本の近代化過程に関する研究には、歴史学をはじめ社会学や経済学、科学史など多くの学問領域からなされていることからも窺うことができる。このような多方面にわたる近代化研究のなかにあって、人々の生活の場としての集落のありように対する关心は必ずしも高いとはいえない。

ここで言う集落とは、単に家屋の集合体という意味だけではなく、普段の生業が営まれていた耕地とそれに付随した道路や水路さらには綠肥供給源として重要なそと周辺の里山「後に、化学肥料の普及による綠肥の必要性の低下やエネルギー革命による薪炭材の需要減少によりその経済的価値を失った。近年は経済的な視点とは異なった視点からその価値は見直されている」も含めた広義の集落を指しているのであるが、明治期の村落が研究対象として扱われる時に、ムラの景観や実際の生産の場に关心が向かわれることは少ない。明治維新後の地券交付や地租改正という大改革による土地私有の法認は、それまでの人々の土地に関する意識に大きな影響を与えた。ムラの共同体的規制あるいは精神的結合の政治経済的基盤ともなっていたといえる村講が崩壊したことが、農民の意識に与えた影響は計り知れないであろう。眼前において地押丈量が進行し、土地台帳が整備されて行く過程を見た人々にとっては、制度的にも大きな変革があることは容易に実感できたことであろう。さらに貨幣流通経済が浸透していくと農民行動の面では経済的合理性指向の基盤形成が徐々に進行し、そのような意識の浸透は共同体の紐帯が弛緩するひとつ的原因となつたことであろう。このように考えると、明治初期の大改革は実際に村落における家庭をはじめとする建築物の外観やそれらの配置・分布をはじめてとする景観的側面、さらには建物の内部構造などにも大きな影響を与えていたと考えられるが、このような点に従来は十分な関心が払われなかつたといつてよいであろう。この関心の希薄さは、必ずしもそれが重要ではないというわけではなく、具体的にムラの景観を復原するとなると、十分に資料が揃っているわけではなく、からうじて全国的に残された資料として明治中期作製の地籍図や土地台帳があるが、ムラの景観へ接近するためにはその膨大なデータを扱わなくてはならない等多くの困難があるからであろう。これが、近代以前の村落景観の復原となると、具体的に手がかりとすべき資料がさらに乏しく、運良く地図が残っていても、そこに記された地名を比定することは容易なことではないし、現地資料といえる村繪図が残存していれば良い方であ

るが、それでも現在の地図とは異なり、作製目的とともに位置情報の正確さには大きな問題を抱えている⁽³⁾等、資料上の制約が大きい。

本報告の安岐郷地域に関しては、これまでの調査の結果、近世の村繪図等の絵図資料は未発見であるので、近世以降の村落景観を復原しようとする、ほぼ確実に復原可能な明治中期の村落景観をベースにして、そこに新たに付け加わった景観要素を除去し、消え去った要素を附加する作業を重ねて、逆行的に復原するという方法が考えられる。そのためには明治中期作製の地籍図から地目を中心として作製したのが「豊後國安岐郷の調査 資料編」(以下、「資」と略記する)の付図A-1およびA-2の二葉である。地籍図には地筆の形状と地目を中心とする土地情報が示されており、歴史地理学ではたとえば、地割情報を中心として条里地割、国府、郡衙、古道をはじめとして、中世の豪族屋敷村、宿場町あるいは古墳の形態などの景観復原に利用されてきた。つまり、この地目とその地筆の形状に注目して地籍図をみると、かなりの精度で地表の景観を読み取ることが可能である。この地籍図は、明治中期の作成によるものであるから、現在のように大型機械を用いた大規模な地表面の改変がなされる以前の地表面の景観を留めていると考えられるので、これにより現在は失われてしまっている明治中期以前、ひいては近世、場合によってはそれ以前の景観を描出することが可能である。このような地籍図の有用性は、「豊後国田査荘I・II」(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六・一九八七年)以降の本報告書のシリーズで報告したとおりである。

この地籍図のほかに明治前期の景観復原を試みる際に利用できる資料としていわゆる「皇國地誌」がある。大分県の場合、調査・編集の指示を受けてかなり早い時期から順次着手し、とりまとめたようであり、そ

の稿本、あるいは提出本の控えが、現在大分県立図書館に、豊後圖に関する大分郡と海部郡以外の六郡が各「郡村誌」として架蔵されている。本報告に関係する「豊後國東郡村誌」(「資」に収載、以下「郡村誌」と略記する)は、明治九(一八七六)年に筆を起したが、西南戦争の影響により伸び延びとなり、完成したのは明治一二(一八七八)年であった。したがって、記載されたデータは明治一〇年前後と判断できる。その記載内容は、主として疆域・幅員・沿革・里程・地勢・地味・税地・無税地・官有地・貢租・戸数・人口・牛馬・舟車・山・川・池沼・温泉・道路・堤塘・港・社・寺・物産・学校・古跡・民業など數十項目にわたるもので、かなり詳細な記録である。明治前期の地方の状況を知る手がかりは少ないので、本資料は重要な意義を持つといえ、これによつて明治前期の村についてある程度具体的なイメージを抱くことができる。つぎにこの「郡村誌」によりながら、安岐郷の明治前期の村々の概況について簡単な素描を試みることにする。

一 明治前期の安岐郷

— 「國東郡村誌」にみえる村々を中心にして —

地形と土地利用は密接に関連するので、簡単に安岐川流域の地形についてみると、安岐川下流の中間付近から谷底平野が広くなり、水田がまとまって分布する。中上流域では谷底平野が狭く、水田はこの谷底部と、その両側の小支谷の緩斜面に開拓がみられるが、近年は小支谷の開拓を中心に耕作放棄による荒廃が著しい。安岐川支流の荒木川流域の下山口から大派付近、および横城、奈多から鍋倉にかけては丘陵が広がり比較的傾斜の緩やかな斜面が多くなっている。大森、横城、奈多の各村では

原野の占める率が高くなっているのは、このような地形環境が大きく影響しているものと考えられる。また、下流域の村は面積が比較的小さくなっているのに対して、安岐川の上流域や支流域の村では、平坦面が少なく村の面積も比較的大きくなっている。なお、下流部には現在は圃場整備により失われているが、塩屋付近にかつて条里地割がみられた。

さて、「郡村誌」に収載された明治八年三月成立の村のうち、安岐郷に含まれる村々について、税地・無税地・官有地・戸数・人数・牛馬・民業に関するまとめると別表のようになる。「郡村誌」では具体的な位置情報については十分ではないが、土地利用を面積という数値データによって村別にみることで、安岐郷地域のマクロレベルでの土地利用状況の概要を把握できる。

この表によつて農家一戸あたりの農地面積を見ると、田地面積は約五・一反、畠地面積は約一・六反で、合わせても六・七反と小規模經營であるが、田染組の平均値四・二反と比べると⁽²⁾、国東半島地域においては必ずしも小規模ではないことが分かる。また、土地生産力については信頼できるデータを欠くが、今仮に「旧高印領取調帳」の石高を「郡村誌」の田地面積で除してみると、安岐郷域の一町当たりの石高は約九・六九石、田地と畠地の合計面積で除すと約八・八五石となる。この値は田染組のそれと大差はない。しかし、これを明治初期の全国平均約九・八三石と比べると若干低いといえようが、データの質的検討が十分ではないのでおよその傾向として捉えておく程度にとどめるべきであろう。

安岐郷域全体について土地利用の概況をみると、山林、原野などは実際には綿延びが大きく、この数値よりもかなり大きくなるものと思われる。そこで留保が必要であるが、総面積三〇四二町余に対し、田地一九六町余、畠地四〇八町余、山林七九三町余、原野四一九町余となる。比

率は田地三九・三%、畠地一三・四%、山林二六・一%、原野一三・八%である。田畠を含むると一六〇四町余で、五一・七%となり、この値は各々地城域の六五・五%と比較すると低いが、都甲莊城よりは若干高い。田地率が五〇%を超えて特に高いのは中園、西本、塩屋、下山口の各村で、国東半島地域では比較的大きい安岐川下流の比較的沖積平野が広い地域に所在する。逆に田地率が二〇%以下と特に低いのは横城、大添、岩屋の各村で、支流河川の谷あいに立地する村である。つぎに耕地に占める田地の比率をみると、約七五%を占め、香々地莊城や都甲莊城、田染莊城よりもかなり高くなっているが、これは安岐郷域が安岐川の中下流域に所在することによる地形的原因がその主たる理由であるとともに、比較的傾斜が緩やかであるが水利に恵まれない丘陵部における不利な水利条件が、灌漑の開発によりある程度克服された結果でもある。

村毎に田地率をみると、中園村が群を抜いて高く八六%に達し、西本、塩屋、下山口の各村が五〇%を超えているのに対して、大添村は僅か一八%であるが、これは主に安岐川下流の冲積地に立地する村と妙見山周辺の丘陵部に立地する村との地形条件の差によるものである。下山口村が高くなっているのは、後述するように尾張池構築による水利開発の結果であるといえよう。なお、大添村は耕地中に占める水田の比率は約八五%に達しており、横城、下山口両村とともに灌漑による水利条件の不利を克服した結果、比較的傾斜の緩やかな斜面で水田開発が進行したことを見出している。また、丘陵部に立地する横城村と大添村は原野率が三〇%を超えており、丘陵という自然地形が関係しているものと思われる。

畠地率についてみると、下原、塩屋両村が二五%前後で特に高い。ともに海岸部立地という点で共通し、海崖段丘と考えられる台地地形が海

別表 『豊後国東都村誌』にみる明治前期における安岐郷域の村の概況

村名	税地							
	田	畠	山林	原野	芝地	林場		
山浦	町 反 畝 歩	町 反 畝 步	町 反 畝 歩	町 反 畝 歩	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步
	33 6 5 4	10 4 4 10	10 2 0 27	18 0 8 28	0 8 3 19	1 1 0 0		
掛瀬	76 7 5 10	31 7 3 11	29 7 3 29	42 9 9 28	11 1 2 24	3 3 0 0		
吉松	72 0 7 9	26 9 9 21	52 4 0 2	21 4 0 0	7 6 7 17	2 2 0 0		
瀬戸田	34 8 1 9	15 7 8 25	34 5 7 16	0 0 0 0	0 7 4 28			
馬場	61 2 8 19	22 0 8 14	22 8 5 8	0 0 0 0	2 3 7 21	2 0 9 0		
下原	53 0 9 14	43 8 7 24			3 1 5 6			
中園	70 1 9 1	3 6 4 23	0 5 6 7		0 0 4 0			
成久	33 7 7 8	10 7 5 6	18 9 3 8	13 7 5 0	2 1 1 5			
塙屋	53 9 4 24	24 7 7 21	5 0 4 18		0 8 9 7			
西本	45 9 5 13	6 0 6 17	16 2 8 14		0 8 1 11			
下山口	43 9 6 5	6 7 8 5	18 4 1 15	5 3 5 0	1 4 4 27	1 0 2 9		
山口	67 7 4 18	14 8 4 27	49 0 5 21	63 7 3 27	3 7 3 9	11 1 0 10		
大源	45 2 6 7	9 3 9 5	29 2 6 1	99 9 1 28	2 0 5 5	16 5 0 0		
横城	30 8 5 11	5 6 9 3	26 0 1 10	36 6 3 28	0 4 1 29	5 4 4 15		
奈多	80 1 2 4	36 4 0 10	37 0 2 25	24 0 0 25	0 9 9 0	3 9 9 9		
守江	151 4 8 27	72 0 9 0	56 4 7 6	8 2 4 0	42 5 5 11	11 9 9 0		
大内	123 8 3 24	56 2 5 6	70 3 7 24	42 2 1 28		3 9 6 0		
鶴川	12 7 0 0	1 9 3 15	10 3 8 21		0 4 5 15			
岩屋	15 0 7 12	8 3 5 0	14 5 4 6		1 5 3 24	32 9 5 0		

村名	税地		官有地					
	物干場	総計	社地		寺院地(堂巻きを含む)		山林	沼池
山浦	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步	町 反 畝 步
	8 2 9 17	0 1 1 14	0 0 6 3	4 9 5 0	3 1 2 0			
掛瀬		5 6 0 28	0 1 4 9	0 0 9 15		5 3 7 4		
吉松		6 0 2 27	0 2 2 16	0 0 2 12	0 4 4 2	5 3 3 27		
瀬戸田	0 9 9 17	1 8 5 17	0 4 1 2	0 5 2 25	0 9 1 20			
馬場	1 2 0 0	8 2 8 8	0 2 6 11	0 2 2 4	0 9 4 12	6 7 0 0		
下原	4 9 9 16	13 2 9 20	0 3 5 12	0 0 9 17	12 0 3 21	0 7 5 21		
中園	0 3 4 16	0 1 3 9	0 1 3 9					
成久	0 0 5 10	1 7 2 9	0 1 8 29	0 0 3 10		1 5 0 0		
塙屋	3 8 4 1	1 4 6 24	0 3 1 9	0 0 9 22	0 4 8 0	0 4 6 1		
西本		0 8 9 18	0 0 6 18			0 8 3 0		
下山口		6 2 9 3	0 6 4 10	0 1 1 14	4 5 0 0	1 0 3 9		
山口		13 1 8 1	0 2 7 18		8 9 9 14	3 8 7 20		
大源		43 7 0 21	0 3 9 3		30 6 7 28	12 6 0 19		
横城		3 1 8 8	0 4 7 23		2 1 7 6	0 5 3 9		
奈多	6 6 7 10	18 8 3 14	1 6 4 7	0 3 1 16	12 5 7 16	4 3 0 5		
守江	3 7 8 0	66 5 1 1	1 6 0 16		57 8 5 0	7 0 5 15		
大内		3 7 7 5	0 1 9 4			3 5 8 1		
鶴川		0 3 5 8	0 0 7 0		0 2 8 8			
岩屋		4 8 2 26	0 1 9 26		3 2 0 0	1 4 3 0		

村名	戸数			人口			民業			牛馬の頭数						1農家 当り	1農家 当り	総面積				
	社	寺	男	女	合計	農業	漁業	商業	医者	牛	牛計	馬	馬計	牛數	馬數	町	反	耕	歩			
山浦	73	4	1	153	148	301	60			24	41	65	12	13	25	1.1	0.4	87	3	5	18	
掛塙	162	4	2	339	343	682	160			68	69	137	29	3	32	0.9	0.2	266	4	9	23	
吉松	140	4	3	349	343	692	143	3		56	60	116	37	9	46	0.8	0.3	198	2	5	28	
瀬戸田	87	2	2	183	173	356	18	4		14	26	40	13	6	19	0.5	0.2	95	2	7	0	
馬場	155	2	2	352	320	672	141	7	3	20	11	31	53	5	58	0.2	0.4	128	7	2	3	
下原	193	1	2	414	457	871	175	12		13	21	34	44	6	50	0.2	0.3	161	4	4	5	
中園	103	1	0	267	280	547	111			1	7	4	11	7	76	0.1	0.7	81	3	3	27	
成久	64	1	0	153	161	314	65			13	5	18	23	2	25	0.3	0.4	86	7	5	5	
旗屋	132	1	2	281	324	605	129			4	8	12	66	0	66	0.1	0.5	101	5	3	25	
西木	82	1	0	182	192	374	84			7	8	15	49	2	51	0.2	0.6	75	5	4	18	
下山口	73	2	1	179	152	331	77			33	12	45	24	0	24	0.6	0.3	87	6	9	13	
山口	144	3	1	326	315	641	135			64	46	110	26	9	35	0.8	0.3	230	0	9	22	
大瀬	77	1	0	174	178	352	11			56	3	59	23	0	23	0.8	0.3	250	7	2	15	
横城	45	2	1	97	93	190	38			32	0	32	7	2	9	0.8	0.2	112	5	0	6	
奈多	135	1	1	332	317	649	133			58	14	72	38	2	40	0.5	0.3	217	0	0	11	
守江	389	5	1	952	912	1864	359	43		1	186	38	224	65	8	73	0.6	0.2	445	9	7	24
大内	304	0	1	723	739	1462	312			155	55	210	88	13	101	0.7	0.3	342	5	2	14	
鴨川	23	1	0	46	52	98	23			9	7	16	3	0	3	0.7	0.1	27	6	4	14	
岩屋	35	1	0	89	75	164	35			3	30	33	0	0	0	0.9	0.0	82	1	8	11	

村名	田面積			畠地面積			山林面積			原野面積			田地率			畠地率			山林率			原野率			耕地中の田地率		
	町	反	耕	歩	町	反	耕	歩	町	反	耕	歩	町	反	耕	歩	町	反	耕	歩	町	反	耕	歩			
山浦	33	6	5	4	10	4	4	10	15	1	5	27	18	1	3	28	38.5	12.0	17.4	20.8	76.3						
掛塙	76	7	5	10	31	7	3	11	29	7	3	29	85	9	9	26	28.8	11.9	11.2	32.3	70.3						
吉松	72	0	7	9	26	9	9	21	52	8	4	4	21	4	0	0	36.4	13.6	26.7	10.8	72.7						
瀬戸田	34	8	1	9	15	7	8	25	35	4	9	6	0	0	0	0	36.5	16.6	37.3	0.0	57.4						
馬場	61	2	8	19	22	2	3	25	23	7	9	20	0	0	0	0	47.6	17.3	18.5	0.0	73.4						
下山口	53	0	9	14	43	8	7	24	12	0	3	21	0	0	0	0	32.9	27.2	7.5	0.0	54.8						
中園	70	1	9	1	3	6	4	23	0	5	6	7	0	0	0	0	86.3	4.5	0.7	0.0	95.1						
成久	33	7	7	8	10	7	5	6	18	9	3	8	13	7	5	0	38.9	12.4	21.8	15.8	75.9						
旗屋	53	9	4	24	24	8	3	11	5	5	2	18	0	0	0	0	53.1	24.5	5.4	0.0	68.5						
西木	45	9	5	13	6	0	6	17	16	2	8	14	0	0	0	0	60.8	8.0	21.6	0.0	88.3						
下山口	43	9	6	5	6	7	8	5	22	9	1	15	5	3	5	0	50.1	7.7	26.1	6.1	86.7						
山口	67	7	7	27	14	8	4	27	58	0	5	5	63	7	3	27	29.5	6.5	25.2	27.7	86.5						
大瀬	45	2	6	7	9	3	9	5	59	9	3	29	99	9	1	28	18.1	3.7	23.9	39.9	83.0						
横城	30	8	5	11	5	6	9	3	28	1	8	16	36	6	3	28	27.4	5.1	25.1	32.6	84.6						
奈多	80	1	2	4	36	4	0	10	49	6	0	11	24	0	0	25	36.9	16.8	22.9	11.1	68.7						
守江	151	4	8	27	72	0	9	0	170	7	9	12	8	2	4	0	34.0	16.2	38.3	1.8	67.7						
大内	123	8	3	24	56	2	5	6	140	7	5	18	42	2	1	28	36.2	16.4	41.1	12.3	68.8						
鴨川	12	7	0	0	1	9	3	15	10	6	6	29	0	0	0	0	45.9	7.0	38.6	0.0	86.8						
岩屋	15	0	7	12	8	3	5	0	32	2	8	12	0	0	0	0	18.3	10.2	39.3	0.0	64.3						

※本表に掲載した村は、その由緒に「古来安岐郷ニ属ス」と記されたものに限った。

岸沿いにみられ、台地上が畠地としてひらけていることによるものと考えられる。なお、下原村は貢租対象地としての山林、原野がない唯一の村で、海岸部に所在する村ではあっても他の村には山林、原野があるのと、なぜ下原村には両者が存在しないのかその理由は分からぬ。ただし、官有地としては一二町歩余の山林を有している。

明治三六（一九〇三）年測図の五万分の一地形図（図9参照）によると、香々地莊の場合には集落の背後に桑畠が比較的多く見られたが、安岐郷城ではほとんどみられない。その理由として、「郡村誌」の物産の項目を見ると各村とも七島籠を大量に大坂に移出していることが影響していると考えられる。つまり、商品作物として七島籠の栽培と青表への加工製造のために労働力を割かなければならないために、養蚕の余力がなかつたのではないかと考えられる。

また、別表に示した一九カ村の総戸数は二四一六戸で、人口一一六

五人で、一戸当たりの平均人員は四・六人強となる。このうち、「農ヲ業トスルモノ」は九一%を超え、神社は三七、寺は二〇で、香々地莊城の場合と比べると両者ともに相対的に少ない。牛は全体で一二八〇頭、馬七五六頭が飼養され、平均すればほぼ農家で牛馬のどちらかを飼養しているということになるが、村毎にみるとかなりの差がある。特に牛の場合、馬と比べて村毎の差が大きく、中園、塙屋、西本、下原、馬場の各村は一農家当たりにすると〇・一五〇・二頭と少なく、いずれも海岸部付近に位置していることが興味深い。

二 明治二一年地籍図にみえる村落景観と明治後期にかけての変化

つぎに、明治中期の地籍図から地目を中心として作製した「資」の付図A-1およびA-2の二葉により、明治中期の景観を概観することにしたい。

田は安岐川の下流の谷底平野部にまとまつて分布し、中上流部や支流では谷底に沿つて細長く展開している。この谷底の田と両側の山地斜面との傾斜変換線付近に集落が線状に並び、その背後の傾斜が緩やかになった部分に畑地がやまとまって広がっているといえる。また、畑は海岸に近いところでは、下原、馬場、塙屋などの海岸段丘の台地部分にまとまってみられる。水利の便が悪く、砂礫質でもあるので畑地として利用されている。

集落は、沿岸部では塙屋の旧浜堤に立地したり、海岸段丘上に立地したりしているほか、安岐川下流部では自然堤防上に立地し、塊村をなしでいる。このほか、集落には掛橋村付近の荒木川の上流部右岸の集落のよう、山地斜面中腹に立地する場合がみられる。このような例は地すべり地の緩斜面である可能性がある。そのような地すべり地は傾斜も緩やかで不透水層があるので、水田として利用されることが多い。

付図では、山林と原野が区別されていないので、「郡村誌」との比較が十分できない点があるが、別表の土地利用状況と比較してみると「郡村誌」では大森村と山口村には、耕場がそれぞれ一六町余、一一町余と記されているが、地籍図にはみられない。また、芝地が掛橋村に一一町余と記されているが、やはり地籍図にはみられない。吉松村に記された七町余とある芝地は、地籍図では吉松村から馬場村にかけての芝地に当たる



図9 明治後期の安岐郷地域（出典：明治36年測図5万分の1「豊後杵築」）

るのである。このように「郡村誌」の編集から一〇年余しか経過していないと考えられる地籍図のデータと「郡村誌」のデータとの間には大きな離隔もみられ、原野と林場や芝地の地目の区分については、必ずしも地籍図と同一ではないことを示しており、「郡村誌」の利用には慎重さが必要であることを示唆している。

なお、「郡村誌」に記されていた「物干場」は七島蘭の干場であるうと推測されたが、付図によれば海岸沿いと安岐川沿いにみられること、および物干場がある村の「郡村誌」に記された物産等から考えると、主に水産物と七島蘭の干場であると考えてよいであろう。

この地域の最も古い地形図は明治三六年測図の五万分の一地形図（図9参照）で、本図では家庭についてはいわゆる總括がなされているので詳細は述べられないが、相対的な規模や形態・位置あるいは土地利用や植生についてはある程度明らかにできる。そこで、これをかりに地籍図にあらわれた明治中期から本図の後期における安岐郷域の村落景観の変化を概観しておこう。

僅か十数年間という期間であるのできほど大きな変化があるわけではないが、尾払池、尾払下池両溜池の築造が目に付く変化としてまず挙げることができる。尾払池を巡る水利環境の整備がこの時期に進行したことを、景観的にも察知せるものである。また、安岐川河口付近の地形が地籍図から作製した付図A-1では十分に表現されていない。

付図A-1で山林・原野となっている部分について、図9をみると山地斜面の緩傾斜部分を中心に荒地として示されており、これらの部分の多くが原野であることを示唆している。

おわりにかえて

以上、簡単に明治期における景観の素描を試みたのみであるが、「郡村誌」と地籍図を合わせて検討することにより、ある程度までは景観復原の基礎資料とできるであろうとの見通しを得ることができた。しかし、「郡村誌」については記載データの質的・量的側面についての吟味が不十分であるので、今後この点についての検討を進める必要があることも明らかとなった。

さらに、土地開発には人口圧がかなりの影響を与えることを考える、明治以後に人口のピークを迎えるので、この時期に關しても詳細に検討を進めることが必要であるが、これについては他日を期すこととする。

註

(1) 富永健一「日本の近代化と社会変動—チャーピングデン講義」（講談社学術文庫 講談社一九九〇年九月）。

(2) 明治維新から一〇年前後經過した頃に、日本の近代化過程とその特色を解明しようという動きが頭在化し、文部省科学研究所特定期刊研究「日本近代化の研究」が一九六六年にスタートした。その成果が「日本近代化の研究 上・下」（高橋幸八郎編 東京大学出版社一九七二年）として公刊されたのをはじめとして、その後多くの研究成果が公刊された。

(3) 中村吉治「日本の村落共同体」（ジャパン・ペブリッシャーズ一九七七年一五五—一五三頁、初版は日本評論社から一九五七年に刊行）。

(4) 正木久仁「古地図の読みの計測」（出田和久編「平成一〇年度文部省科学研究補助金特定領域研究 人文科学とコンピュータ公募選研究成果報告書 古

地図に描かれた内容のデータベース化のためのシステム構築』 一九九九年

三七、四七頁)。出田和久・木村圭司・宮崎良美「近世給園の地理性—亞みの計測による若干の検討」(出田和久編前掲書四九、六四頁)。

(5) これは、明治五(一八七二)年九月の太政官布告により編集が企図され、各府県に地誌に関する調査が命ぜられ、都誌・府誌としてまとめ、地理寮への提出を求めたものである。ちょうど、前年七月には鹿児島県が行われ、日本が近代国家としての体制を整えようとした時期にあたり、この年の二月には陸軍省と海軍省が設置され、行政上からも軍事上からも地誌情報が必要とされていた時期であった。しかし、配分子實が不十分であつたり、体裁が不細いであつたり、また担当官庁が變遷したりと、その編集は必ずしも順調には進まず、提出された分は僅かであつた。そのため、政府は明治一七(一八八四)年内務省地理局の直轄事業とし、調査中の資料等を各府県に提出させた。明治二三(一八九〇)年に事務が帝國大学に移され、大正一二(一九二三)年の開拓大競賽により資料の多くは焼失した(石田範次郎「皇國地誌の編纂」一橋大学研究年報八、一九六六年)。

(6) かつて筆者が調査した折に、大分郡は目録には見えていたが、少なくとも一九八〇年代初頭には所在不明となっていた。貴重な資料であるだけにその焼失は惜しまれる。

(7) 記載されているのは、明治八年三月に合併されて成立した村である。

(8) 斎子俊一「大分県下の多里郷」(大分県地方史四、一九五五年)。

(9) 出田和久「耕地と糞落」(『豊後國田塗荘』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館一九八三年)一一、一二頁の表から算出。

(10) 蒼地利夫「新田開発」(増補改訂版 古今書院 一九七七年 一二二頁)。ただし、この値は明治六年省内省租税収支調査のデータに基づくものである。

(11) 小椋純一「明治中期における京阪神地方の里山の景観」(『経國から読み解く人と景観の歴史』 雄山閣 一九九一年 一四、五一頁)。

報告書抄録

ふりがな	ぶんごのくにあきごうのちようさ しりょうへんほい							
書名	豊後國安岐郷の調査 資料編補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第9集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2004年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 東国東郡 安岐町	443255				990401 ↓ 040331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物	特記事項			
安岐郷	莊園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館

報告書第9集

豊後國安岐郷の調査 資料編補遺

発行日 平成16年3月31日

発行 大分県立歴史博物館

宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

Tel 0978(37)2100

印刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲607

Tel 0978(38)0135
